

房総半島中央部の横穴墓制

雨宮 龍太郎

— 目 次 —

はじめに

1. 地域区分
2. 横穴墓型式の分類
3. 諸型式の編年
4. 諸型式の地域別推移
5. 諸型式の地域間交流

はじめに

房総半島は関東地方において、横穴墓が盛んに営まれた地域として著名である。とりわけ上総地域は密集度が高く、その構造も多様で複雑な様相を示している。そうした当地域の横穴墓の歴史的意義をこれから考察する。そのために横穴墓の編年と型式分類という考古学的な基礎作業から立ち上げて、横穴墓が示す様々な属性から、被葬者像を中心として歴史的な背景の復原に努めた。その過程で横穴墓研究が、7世紀の日本古代史上、きわめて重要な鍵を握っている確信を得るにいたった。考察の流れは目次で示したとおりであり、モードの異なる考古学的思考と文献史的思考のすりあわせが小論の要諦となっている。古代地方史の研究においては、考古資料論だけで中央—地方の関係を含む歴史が復原されるはずもないし、わずかな文献史料のみをもって地方史を論じることは、そもそも不可能である。この両分野をあわせて考察することをとおしてこそ、従来見落とされている房総古代史のいくばくかが明らかになっていくのではないか。

1. 地域区分

関東地方は全国的にみても多数の横穴墓が造営され、その密集地域も少なからず存在している。その分布傾向は、沿海地域に卓越し、内陸部では希少となる。房総半島は海に面した相模・武蔵や常陸北部と並んで、中央部の上総の東西両岸と、南端の安房地域にそれぞれ密集地域が展開している。小論の対象地域は、房総

6. 横穴墓の被葬者像と造墓職工
 7. 横穴墓密集地域の特殊性
 8. 横穴墓群の支配者像
 9. 横穴墓を中心とする屯倉の世界
 10. 屯倉制の変質
- むすび

半島中央部の西上総—東京湾岸の小櫃川南岸から湊川流域にかけての下流部、東上総—太平洋岸の一宮川・夷隅川流域、そして数量においては少ないものの独自の型式が発達し、前二者の中間地域としての意味がある内陸部の牛久・高滝を中心とする養老川中流域である。これら三地域の横穴墓の出現時期の遅速や地域間交流の有無を、諸型式を設定して探っていきたい。

2. 横穴墓型式の分類

房総半島の横穴墓は地域を越えて普遍的な型式が乏しく、多くは小地域内で発生・盛行・追葬が行われ、他地域に影響を及ぼすことはまれである。このことを考慮して、西上総(W)・養老川中流域(C)・東上総(E)の三地域それぞれに分布の中心を持つ諸型式を設定した。諸型式の設定にあたっては、編年の必要上既報告の中から須恵器を中心とする編年判断に耐える土器を出土した遺構に限って試みた¹⁾。ここでは諸型式の内容について列挙しておこう。

西上総(W)

- W-1: 平床・長方形玄室・細羨道・無棺床
- W-2: 平床・長方形玄室・太羨道・無棺床
- W-3: 平床・奥棺床
- W-4: 平床・片脇高棺床
- W-5: 平床・複数高棺床
- W-6: 隅丸方形高壇玄室(養老川流域から波及)
- W-7: 逆台形複室低段玄室・無棺床

養老川中流域 (C)

- C-1: 隅丸方形高壇玄室・無棺床 (西上総・東上総へ波及)
- C-2: 逆台形高壇玄室 (有・無棺床)
- C-3: 逆台形福室高壇玄室 (有・無棺床)

東上総

- E-1: 平床・方形玄室・排水溝・細羨道・無棺床
- E-2: 隅丸方形高壇玄室・有棺床
- E-3: 隅丸方形高壇玄室・無棺床 (養老川中流域から波及)
- E-4: 横長長方形高壇玄室・両脇棺床
- E-5: 横長長方形高壇玄室・多棺床
- E-6: 横長長方形高壇玄室・屋形天井 (有・無棺床)

型式の設定にあたっては、何よりも玄室の平面形と高壇の有無に重点を置いた。天井部のアーチ形・ドーム形の違いは無視し、東上総で特徴的な屋形天井を持つ横穴墓の細分は不十分となっている。小論で優先的に解明したいのは、屋形天井を持つ横穴墓を含む房総中央部の全体的な動向であり、その見通しを立てるのが先決であると考えた。屋形天井を持つ横穴墓の型式分類は、東上総に地域限定したうえで詳細に行われるべきである。

W-1には陸沢町東谷横穴墓・長南町小谷横穴墓と、5例中2例が東上総の事例である。今後の資料の増加によっては、この型式は東西上総に普及した類型となるかもしれない。

W-6・C-1・E-3は同一型式で、三地域に普遍的に現れる珍しい型式で、土器の編年からは養老川流域が最も古く遡る。

E-6については行論の都合上大まかに一括しているが、細かにみれば天井部は切り妻形・入母屋形・宝形、玄室床面は無棺床・有棺床・仕切り溝付に分類が可能である。これら細分類については必要に応じて言及するが、このうちより重要なのは、天井形態ではなく玄室床面プランであり、他地域との関係を考慮できる。諸型式の設定途中に感じたことだが、全体を(隅丸)長方形に彫り込む棺床と、棺床のスペースを確保している仕切り溝で囲まれた空間とは区別すべきかもしれない。この両者がE-4、E-6には頻繁に現れる。

3. 諸型式の編年

横穴墓の編年については、横穴墓から出土した最古の土器の年代を基準とした。出土土器のうちもっとも

確実性が高いのは須恵器である。房総半島の横穴墓から出土する須恵器の多くは静岡県湖西古窯産の製品と思われる。そこで、小論では坏蓋・身を中心とする湖西産須恵器の編年を基準として横穴墓の編年を組み立て、不足分は古墳等消費遺跡からの出土品を比較参照した²⁾。さらに良好な須恵器の出土をみない横穴墓については、出土した土師器の類品を代表的な近隣集落跡に求め、共伴した須恵器からその年代を割り出した³⁾。

ところで、土器を出土する横穴墓の場合にあっても、遺構の新規開削年代(以下、新規を省いて表記する)を判定するには特有の困難が伴う。横穴墓から出土する土器群は、数世代分の時間幅を持つことが普通であり、すべてが同一年代で占められていることはむしろ希少である。これは横穴墓への追葬行為に伴って年代の新しい副葬土器を追加したことによるものである。したがって横穴墓の開削年代を判断する際には、出土土器中の最も古いものに注目する必要がある。もっとも追葬行為の最中に、初葬時の土器が片づけられてしまった場合には、見かけ上追葬時の土器が最も古くなって、しばしば横穴墓の開削年代をより新しい方へと見誤らせる。年代判定の困難さは、主にこのことによっているのである。この現象を正しく見極めるためには、編年に適した土器を出土した遺構の事例を多数集積して、横穴墓諸型式の変遷を確立しなければならないが、現在の研究状況はまだその地点までには到達していない。小論での作業もその途上に位置するものと考えているが、古い土器の取り片付け問題は、行論中にあらためて論じる機会があろう。

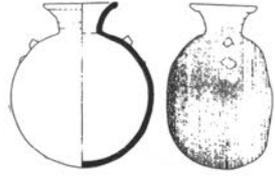
(1) 土器の編年

横穴墓に副葬された最古土器の年代は、6世紀中葉に遡るとおもわれるものが1例存在するほかは、およそ6世紀後葉から連綿と続いて8世紀前葉にいたっている。その後は時期的に断絶して、9世紀以降の一群で終了している。これを時期別に細分すれば、下記のように区分される。

- 第I期: 6世紀後葉
- 第II期: 6世紀末～7世紀初
- 第III期: 7世紀前葉
- 第IV期: 7世紀中葉
- 第V期: 7世紀後葉
- 第VI期: 7世紀末～8世紀初
- 第VII期: 8世紀前葉
- 第VIII期: 9世紀以降



W-1 富津市西山14号



W-1 睦次町東谷横穴墓



W-2 富津市岩井作4号



W-3 富津市西山19号

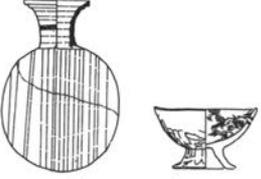


E-1 長南町久原B横穴墓



E-1 市原市大和田40号

第I期



W-1 君津市市宿8号



W-3 富津市神宿1号



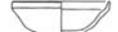
W-5 富津市神宿8号



C-1 市原市岩8号



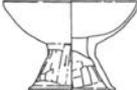
C-2 市原市西国吉11号



E-1 茂原市猿袋3号



E-2 市原市岩4号



E-6 茂原市山崎(果七)7号

第II期



W-1 君津市市宿10号



W-2 富津市岩井作2号



W-2 君津市市宿1号



W-2 君津市市宿6号



W-2 君津市市宿14号



W-3 富津市西山26号



W-4 富津市西山10号



W-4 富津市西山21号



W-4 富津市大湊Ⅲ-19号



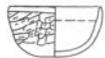
W-5 富津市西山11号



W-7 木更津市石神1号



W-7 木更津市石神4号



C-1 市原市大和田7号



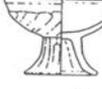
C-1 市原市大和田35号



C-2 市原市西国吉12号



C-3 市原市西国吉4号



C-3 市原市西国吉10号



E-1 睦次町長楽寺D7号



E-2 岬町東前3号



E-4 長柄町千・力丸13号



E-5 長柄町千・力丸16号



E-6 長柄町千・力丸37号



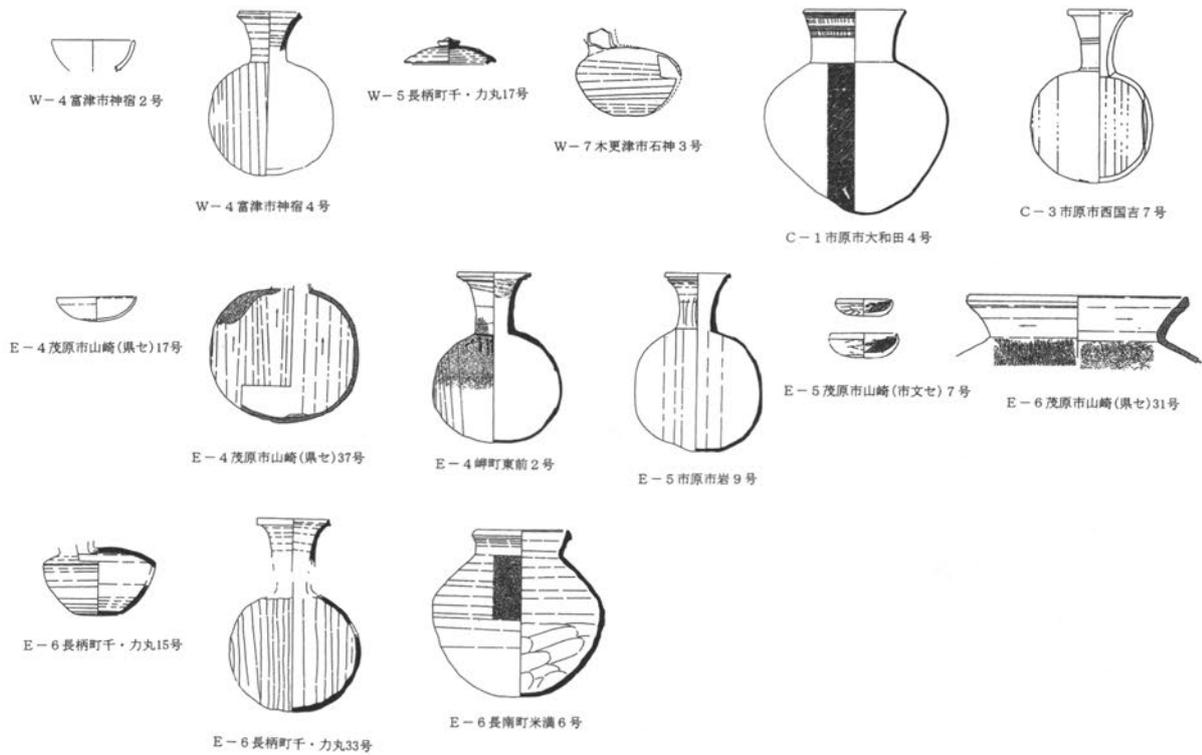
E-6 茂原市猿袋1号

第III期

第1図 編年標式土器(1)

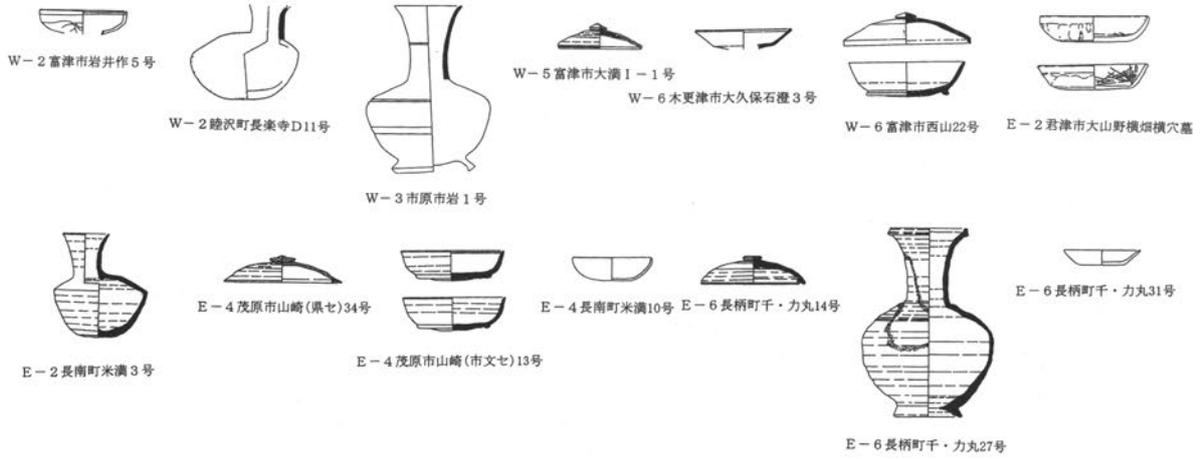


第IV期

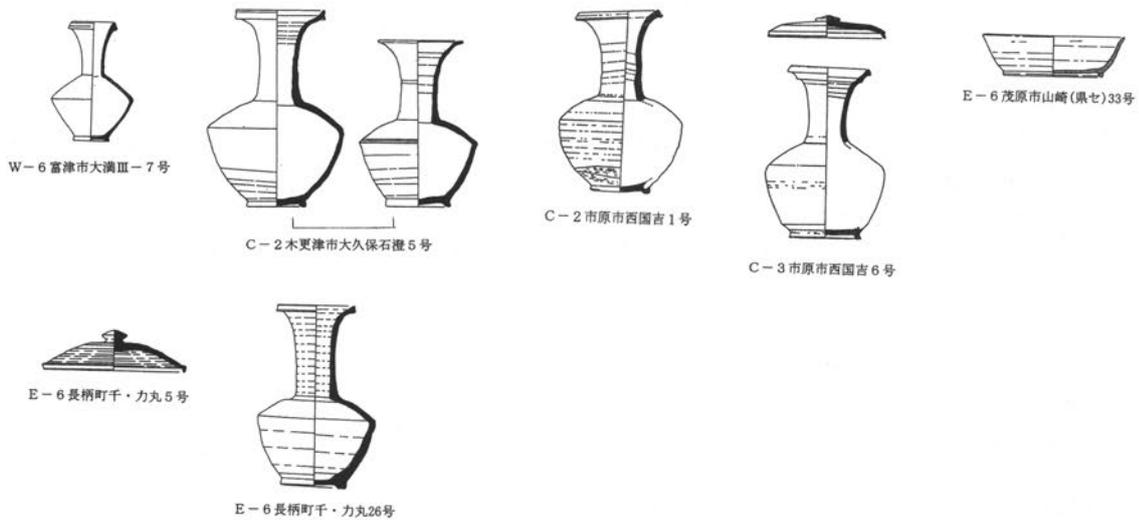


第V期

第2図 編年標式土器(2)



第VI期



第VII期



第VIII期

第3図 編年標式土器(3)

第Ⅰ期（6C後葉）

- メルクマール＝須恵器長脚二段透し有蓋高坏＝陶邑Ⅱ－5（6C後～末）
- W-1 富津市西山14号 須恵器合子形坏身＝湖西Ⅱ－3－後（6C第4四半期）
 睦沢町東谷横穴墓 須恵器提瓶＝陶邑MT85類似（6C中葉）
- W-2 富津市岩井作4号 須恵器合子形坏身＝湖西Ⅱ－3－前（6C第3四半期）
- W-3 富津市西山19号 須恵器合子形坏蓋＝湖西Ⅱ－3－前（6C第3四半期）
- E-1 長南町久原B横穴墓 須恵器長脚二段透し有蓋高坏＝陶邑Ⅱ－5（6C後～末）
 市原市大和田40号 須恵器長脚二段透し有蓋高坏＝陶邑Ⅱ－5（6C後～末）

第Ⅱ期（6C末～7C初）

- メルクマール＝土師器高坏A型（短脚高坏）＝市原市岩4号出土の須恵器短脚高坏を模倣したものとされる
- W-1 君津市市宿8号 須恵器提瓶＝湖西Ⅱ－4（6C末～7C初）
 共伴＝土師器高坏A型
- W-3 富津市神宿1号 須恵器合子形坏蓋＝湖西Ⅱ－4（6C末～7C初）
- W-5 富津市神宿8号 土師器高坏B型＝千葉市椎名崎18号住須恵器合子形坏身（湖西Ⅱ－3－後＝6C第4四半期）と共伴
- C-1 市原市岩8号 須恵器合子形坏身＝湖西Ⅱ－4（6C末～7C初）
- C-2 市原市西国吉11号 土師器高坏A型（6C末～7C初）
- E-1 茂原市猿袋3号 土師器坏＝市原市川焼台426住須恵器合子形坏身（湖西Ⅱ－3－後＝6C第4四半期）と共伴
- E-2 市原市岩4号 須恵器短脚高坏（産地不明）
- E-6 茂原市山崎（県七）7号 土師器高坏A型（6C末～7C初）

第Ⅲ期（7C前葉）

- メルクマール＝土師器丸形坑 市原市千草山遺跡115住で湖西Ⅱ－6（7C第2四半期）の須恵器合子形坏蓋と共伴→7C前葉
- W-1 君津市市宿10号 土師器丸形坑2個体
- W-2 富津市岩井作2号 土師器模倣坏＝千葉市椎名崎12号住須恵器合子形坏蓋（湖西Ⅱ－5＝7C第1四半期）と共伴
 君津市市宿1号 土師器丸形坑
 君津市市宿6号 須恵器合子形坏身＝湖西Ⅱ－6（7C第2四半期）
 君津市市宿14号 土師器丸形坑
- W-3 富津市西山26号 須恵器合子形坏身＝湖西Ⅱ－6（7C第2四半期）
- W-4 富津市西山10号 須恵器合子形坏蓋＝湖西Ⅱ－5（7C第2四半期）
 富津市西山21号 須恵器台付坑＝湖西Ⅱ－6（7C第2四半期）
 富津市大満Ⅲ－19号 須恵器合子形坏蓋＝湖西Ⅱ－5（7C第2四半期）
- W-5 富津市西山11号 須恵器合子形坏身＝湖西Ⅱ－6（7C第2四半期）
 富津市神宿6号 須恵器合子形坏蓋・身＝湖西Ⅱ－6（7C第2四半期）
 市原市岩3号 須恵器合子形坏身＝湖西Ⅱ－6（7C第2四半期）
- W-7 木更津市石神1号 須恵器合子形坏蓋＝湖西Ⅱ－6（7C第2四半期）
 木更津市石神4号 須恵器合子形坏蓋＝湖西Ⅱ－5（7C第2四半期）
- C-1 市原市大和田7号 土師器丸形坑
 市原市大和田35号 須恵器フラスコ形長頸瓶＝湖西Ⅱ－6（7C第2四半期）
- C-2 市原市西国吉12号 土師器丸形坑
- C-3 市原市西国吉4号 土師器高坏2個体＝同10号土師器高坏とほぼ同時期と考える
 市原市西国吉10号 土師器高坏2個体＝市原市川焼台426住に内黒類品＝須恵器合子形坏蓋＝湖西Ⅱ－5～6（7C第2四半期）と共伴
- E-1 睦沢町長楽寺D7号 土師器丸形坑
- E-2 岬町東前3号 土師器丸形坑

第1表 横穴墓出土最古土器の編年（その1）

- E-4 長柄町千・力丸13号 土師器高坏破片 2 個体
 岬町東前 4 号 須恵器台付短頸壺 = 市原市川焼台236住須恵器合子形坏蓋 = 湖西Ⅱ - 6 (7C第2
 四半期) と共伴
- E-5 長柄町千・力丸16号 土師器坏 = 千葉市椎名崎12住須恵器合子形坏蓋 = 湖西Ⅱ - 5 (7C第2四半期)
 と共伴
- E-6 長柄町千・力丸37号 (無棺床) 土師器丸形碗
 茂原市猿袋 1 号 土師器模倣坏 = 7C前葉

第Ⅳ期 (7C中葉)

- メルクマール = 土師器暗文付丸底坏 我孫子市日秀西028A住で須恵器合子形坏蓋 (湖西Ⅱ - 6 = 7C第2四半期)
 と共伴
- W-1 長南町小谷横穴墓 須恵器合子形坏蓋 = 湖西Ⅲ - 2 (660年代)
- W-2 富津市岩井作 3 号 土師器暗文付丸底坏 = 7C中葉
- W-4 富津市西山 2 号 須恵器合子形坏蓋 = 湖西Ⅲ - 1 (7C中葉)
 富津市神宿 5 号 須恵器合子形坏蓋 = 湖西Ⅲ - 1 (7C中葉)
- W-5 富津市西山 30号 須恵器長胴碗 = 陶邑Ⅱ - 6 (7C中葉) 段階に類似の柄付碗あり
- W-6 木更津市大久保石澄 4 号 土師器暗文付丸底坏 = 7C中葉
- W-7 木更津市石神 2 号 須恵器横瓶 = 湖西Ⅱ - 6 (7C第2四半期)
- C-1 市原市大和田 33号 須恵器短脚高坏 = 陶邑Ⅱ - 6 (7C中葉)
- C-3 睦沢町長楽寺 D 9 号 須恵器合子形坏身 = 湖西Ⅱ - 6 ~ Ⅲ - 1 (7C第2四半期 ~ 中葉)
- E-2 岬町東前 1 号 土師器模倣坏身 = 7C中葉
- E-3 長柄町長柄徳増 18号 須恵器フラスコ形瓶 = 湖西Ⅱ - 6 ~ Ⅲ - 1 (7C第2四半期 ~ 中葉)
- E-4 富津市西山 27号 土師器暗文付丸底坏 = 7C中葉
 茂原市山崎 (県セ) 46号 須恵器長頸瓶口縁 = 湖西Ⅲ - 1 (7C中葉)
 茂原市山崎 (市文セ) 10号 須恵器カエリ付坏蓋 = 湖西Ⅲ - 1 (7C中葉)
 長南町米満 5 号 須恵器合子形坏蓋 = 湖西Ⅲ - 1 (7C中葉)
- E-5 茂原市山崎 (県セ) 13号 須恵器臚 = 湖西Ⅲ - 1 (7C中葉)
- E-6 茂原市山崎 (県セ) 30号 (無棺床) 須恵器長頸瓶口縁 = 湖西Ⅲ - 1 (7C中葉)
 茂原市山崎 (県セ) 32号 土師器暗文付丸底坏 = 7C中葉
 茂原市山崎 (市文セ) 5 号 須恵器臚口縁 = 7C中葉?
 長柄町千・力丸 6 号 土師器暗文付丸底坏 = 7C中葉
 長柄町千・力丸 26号 須恵器臚 = 湖西Ⅲ - 1 (7C中葉)

第Ⅴ期 (7C後葉)

- メルクマール = 須恵器フラスコ形長頸瓶 = 湖西Ⅲ - 3 (7C後葉)
- W-4 富津市神宿 2 号 土師器丸底坏 = 7C後葉
 富津市神宿 4 号 須恵器フラスコ形長頸瓶 = 湖西Ⅲ - 3 - 前 (671~681)
- W-5 長柄町千・力丸 17号 須恵器カエリ付坏蓋 = 湖西Ⅲ - 2 (660~671)
- W-7 木更津市石神 3 号 須恵器平瓶 = 湖西Ⅲ - 2 (660~671)
- C-1 市原市大和田 4 号 須恵器大甕 = 湖西 7C後葉
- C-3 市原市西国吉 7 号 須恵器フラスコ形長頸瓶、大甕 = 湖西 7C後葉
- E-4 茂原市山崎 (県セ) 17号 土師器丸底坏 = 7C後葉
 茂原市山崎 (県セ) 37号 須恵器フラスコ形長頸瓶 = 湖西Ⅲ - 3 (7C後葉)
 岬町東前 2 号 須恵器フラスコ形長頸瓶 = 湖西Ⅲ - 2 (660~671)
- E-5 市原市岩 9 号 須恵器フラスコ形長頸瓶 = 湖西Ⅲ - 2 (660~671)
 茂原市山崎 (市文セ) 7 号 土師器丸底坏 = 7C後葉
- E-6 茂原市山崎 (県セ) 31号 須恵器大甕 = 湖西Ⅲ (7C中葉?)
 長柄町千・力丸 15号 須恵器平瓶 = 猿投Ⅰ - 17号竈で合子形・カエリ付坏蓋と混在 → 7C後葉
 長柄町千・力丸 33号 須恵器フラスコ形長頸瓶 = 湖西Ⅲ - 3 - 後 (671~681)
 長南町米満 6 号 須恵器丸底短頸壺 = 湖西Ⅱ - 6 (7C第4四半期)

第2表 横穴墓出土最古土器の編年 (その2)

第Ⅵ期（7C末～8C初）

メルクマール＝土師器平底扁平坏→盤状坏（7C末～8C初）

- W-2 富津市岩井作5号 土師器丸底扁平坏＝7末～8初
睦沢町長楽寺D11号 須恵器平瓶＝湖西Ⅲ-3-後（681～701）
- W-3 市原市岩1号 須恵器台付長頸瓶＝湖西Ⅳ-2（7末～8初）
- W-5 富津市大満Ⅰ-1号 須恵器カエリ付坏蓋＝湖西Ⅳ-2（8C第1四半期）
- W-6 木更津市大久保石澄3号 須恵器樋口縁＝湖西Ⅲ-3-後（681～701）
富津市西山22号 須恵器カエリ付坏蓋・身＝湖西Ⅳ-1（701～715）
- E-2 君津市大山野横畑横穴墓 土師器盤状坏（8C初）
長南町米満3号 須恵器提瓶＝藤枝市白砂ヶ谷D-2号墳の類品＝須恵器カエリ付坏蓋（湖西Ⅲ-3-後（681～701））と共伴
- E-4 茂原市山崎（県セ）34号 須恵器カエリ付坏蓋＝湖西Ⅲ-3-後（681～701）
茂原市山崎（市文セ）13号 須恵器台付坏身＝湖西Ⅳ-1（701～715）
長南町米満10号 土師器平底扁平坏
- E-6 長柄町千・力丸14号 須恵器カエリ付坏蓋＝湖西Ⅲ-3-後（681～701）
長柄町千・力丸27号 須恵器台付長頸瓶＝湖西Ⅲ-3-後（681～701）
長柄町千・力丸31号 土師器平底扁平坏

第Ⅶ期（8C前葉）

メルクマール＝須恵器台付長頸瓶（8C前葉）

- W-6 富津市大満Ⅲ-7号 須恵器台付長頸瓶＝湖西Ⅳ-3-前（8C前）
- C-2 木更津市大久保石澄5号 須恵器台付長頸瓶（8C前葉）
市原市西国吉1号 須恵器台付長頸瓶＝Ⅳ-3-前（8C前葉）
- C-3 市原市西国吉6号 須恵器カエリ付坏蓋＝Ⅳ-3-前（8C前葉）、須恵器台付長頸瓶＝Ⅳ-3-前（8C前葉）
- E-6 茂原市山崎（県セ）33号 須恵器高台付坏身＝湖西Ⅳ-3-後（8C前葉）
長柄町千・力丸5号 須恵器カエリ付坏蓋＝湖西Ⅳ-3（8C第1四半期）
長柄町千・力丸26号 須恵器台付長頸瓶＝湖西Ⅳ-1・2（8C前葉）

第Ⅷ期（9C～）

- E-3 茂原市山崎（県セ）25号 土師器ロクロ坏（10C後葉）
長柄町千・力丸39号 土師器ロクロ坏（9C前葉）
- E-4 茂原市山崎（県セ）21号 土師器ロクロ坏（10C後葉？）
茂原市山崎（県セ）36号 須恵器台付小皿（折戸53号-6窯＝11C後半）
- E-6 茂原市山崎（県セ）9号 土師器ロクロ坏（9C末～10C初）
茂原市山崎（市文セ）1号 須恵器小皿（折戸53号-6窯類似＝11C後半）
茂原市山崎（市文セ）12号（無棺床） 土師器ロクロ坏（回転糸切り無調整＝9C末～10C初）
長柄町千・力丸20号 須恵器高台付碗（折戸53号-6窯＝11C後半）
長柄町千・力丸34号 須恵器台付長頸瓶（胴下部～底部）＝9C末～10C初

第3表 横穴墓出土最古土器の編年（その3）

これら小期別に編年標式たりうる土器を第1～3図（縮尺は須恵器大甕以外統一した）に示し、第1～3表にはその年代根拠を明示した。その結果、各期に特徴的な指標となる土器型式が浮かび上がった。それをメルクマールとして以下にあげておこう。

第Ⅰ期：須恵器長脚二段透し有蓋高坏

第Ⅱ期：土師器高坏A型（短脚高坏）

第Ⅲ期：土師器丸形埴

第Ⅳ期：土師器暗文付丸底坏

第Ⅴ期：須恵器フラスコ形長頸瓶

第Ⅵ期：土師器平底扁平坏→盤状坏

第Ⅶ期：須恵器台付長頸瓶

（2）横穴墓諸型式の編年

各型式の変遷については、第4～8図（縮尺は統一した）に表した。その存続期間は下記のとおりで、一括して第4表にまとめた。

W-1：第Ⅰ～Ⅳ期

W-2：第Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅵ期

W-3：第Ⅰ～Ⅲ・Ⅵ期

W-4：第Ⅲ～Ⅴ期

W-5：第Ⅱ～Ⅵ期

W-7：第Ⅲ～Ⅴ期

C-1・W-6・E-3：第Ⅴ～Ⅷ期

C-2：第Ⅱ・Ⅲ・Ⅶ期

C-3：第Ⅲ～Ⅴ・Ⅶ期

E-1：第Ⅰ～Ⅲ期

E-2：第Ⅱ～Ⅳ・Ⅵ・Ⅶ期

E-4：第Ⅲ～Ⅵ・Ⅷ期

E-5：第Ⅲ～Ⅴ期

E-6：第Ⅱ～Ⅷ期

第4表をみると、早期から始まった型式は、その多くが第Ⅳ期をもっていったん終了している。それに若干遅れた型式は第Ⅴ期でいったん終了するのである。このことは横穴墓の継続期間を考察するに際し、大きな手がかりとなるであろう。

横穴墓の実質的な継続期間は、第Ⅶ期をもっていったん途絶えるので、第Ⅷ期を切り離し、6世紀後葉から8世紀前葉とみなしてよかろう。筆者は横穴墓の継続期間については、盛んに新規開削された時期と、主に追葬が行われた時期が含まれると考えている。横穴墓が発生してからしばらく開削期が続き、やがて追葬が始まり、次第に開削行為が衰え、追葬が主体となる追葬期を迎える、という第5表のような単純なイメージを考えている。すなわち、横穴墓の継続期間中、第

Ⅳ期ないし第Ⅴ期をもって開削期から追葬期へ移行するという見通しを持っている。そしてさきに言及した追葬時における先在土器の取り片付け問題を考えれば、その移行期は第Ⅳ期に限定できるであろう。このことを具体的に説明すれば、中断後に二次的に出現するW-2のⅥ期、W-3のⅥ期、C-2のⅦ期、C-3のⅦ期、E-2のⅥ・Ⅶ期の土器群は明らかに追葬時に持ち込まれ、その際に先在土器が排除されたものと考えられるのである。その理由として横穴墓の同一型式内において、年代を隔たった遺構間で漸移的な型式変化がうかがわれなことがあげられる。たとえばW-4では、第Ⅲ期の西山21号と第Ⅴ期の神宿4号とは半世紀近くも隔たっているながら漸移的な型式変化は認められない。同様にC-3では、第Ⅲ期の西国吉4号と第Ⅶ期の同6号の間でも棺床数の違いがあるものの、同時期に開削されたとして、なんら不自然ではないであろう。E-6では、第Ⅲ期の猿袋1号と第Ⅶ期の山崎（県セ）33号を比較してみれば、両者間に時間の推移による型式差は感じられない。こうした事例はほかにも多々あげることができる。これらの事例は追葬行為によって先在した土器が片づけられ、本来より古く開削された横穴墓が、追葬土器の年代に取り替えられた結果であり、見かけ上古い横穴墓が新しく編年されてしまう原因になっている。

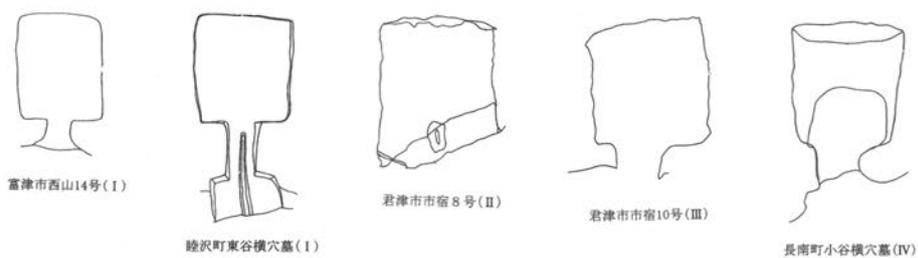
こうして大方の横穴墓の開削期は大勢的に第Ⅳ期（7世紀中葉）までとおさえることができる。一般的に横穴墓開削盛行期は約半世紀であり、石工の問題もあって、その間に漸移的な型式変化は起こり難いであろう。ところがE-4・E-6は数量的に第Ⅳ～Ⅵ期にピークを迎えている。この現象を取り片付け問題に絡めて、その開削期を第Ⅳ期までに押し込めるのはいささか無理がある。東上総の横穴墓の開削の盛行期は、西上総のそれよりも明らかに遅れて、西上総が第Ⅲ期であるならば、東上総は第Ⅴ期を中心とする時期であったと考えられる。

4. 諸型式の地域別推移

房総中央部においては、地域間に普遍的に現れる横穴墓型式はまれである。それ故、ここでは西上総・東上総・養老川中流域という地域に即して、各地域における型式変遷を確認しておこう。

（1）西上総

まず西上総では玄室と羨道の床面がフラットな平床のW-1・W-2と、奥壁に高棺床を持つW-3が第



富津市西山14号(I)

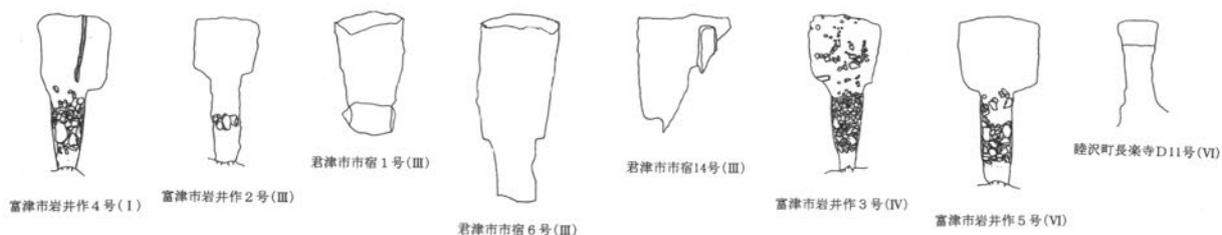
陸沢町東谷横穴墓(I)

君津市市宿8号(II)

君津市市宿10号(III)

長南町小谷横穴墓(IV)

W-1



富津市岩井作4号(I)

富津市岩井作2号(III)

君津市市宿1号(III)

君津市市宿6号(III)

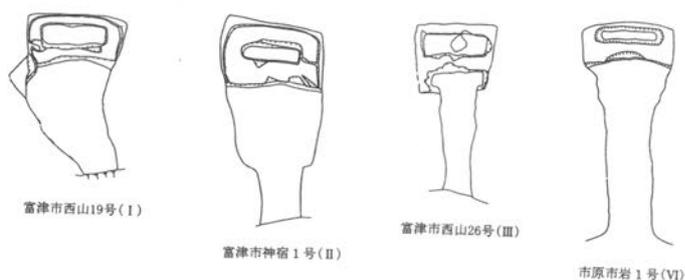
君津市市宿14号(III)

富津市岩井作3号(IV)

富津市岩井作5号(VI)

陸沢町長来寺D11号(VI)

W-2



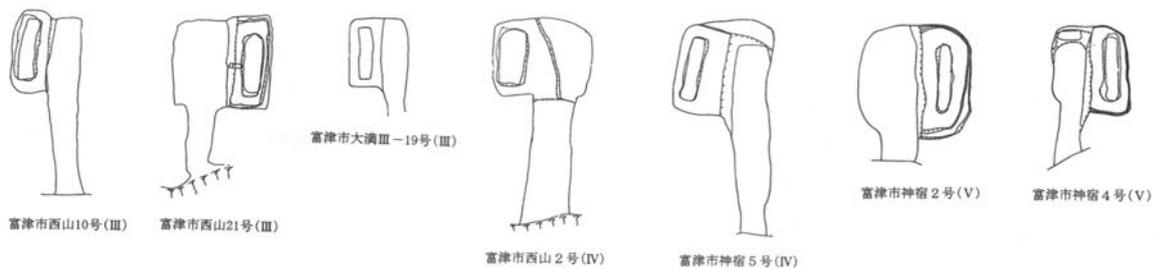
富津市西山19号(I)

富津市神宿1号(II)

富津市西山26号(III)

市原市岩1号(VI)

W-3



富津市西山10号(III)

富津市西山21号(III)

富津市大満Ⅲ-19号(III)

富津市西山2号(IV)

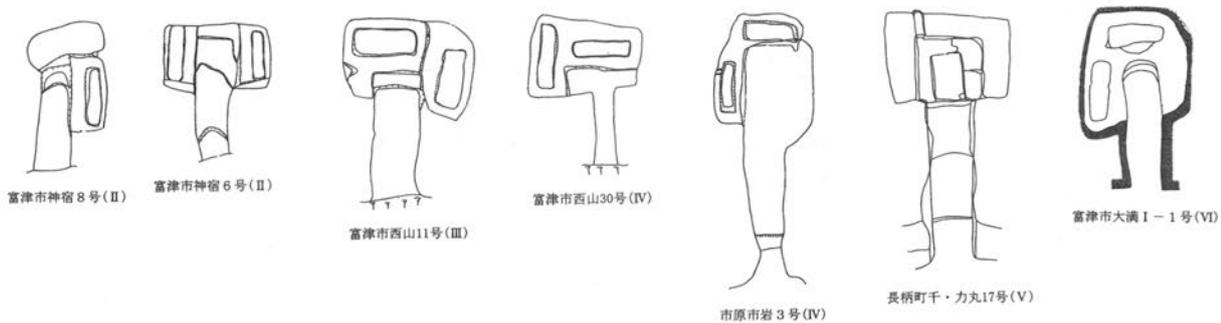
富津市神宿5号(IV)

富津市神宿2号(V)

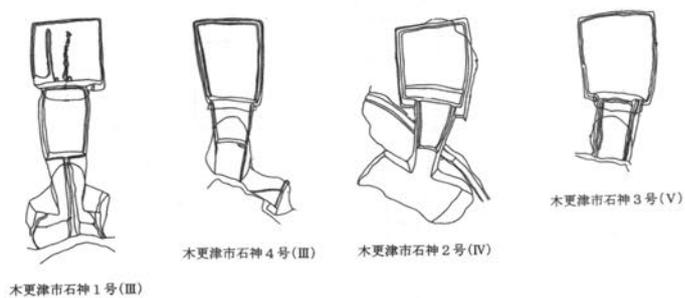
富津市神宿4号(V)

W-4

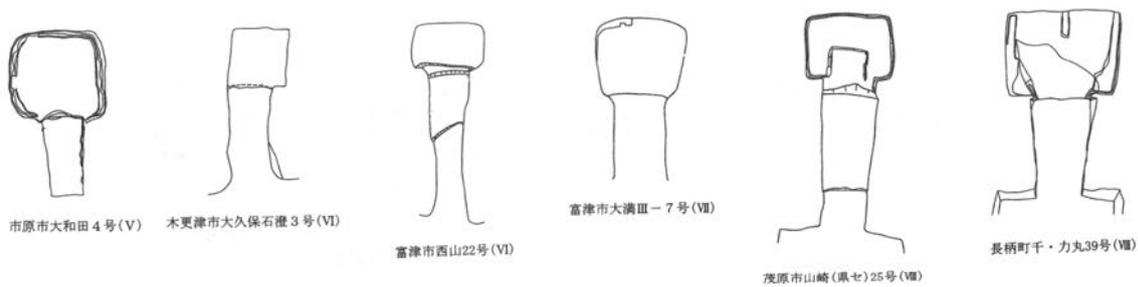
第4図 横穴墓の諸型式(1)



W-5



W-7

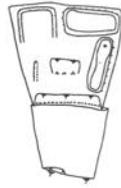


C-1、W-6、E-3

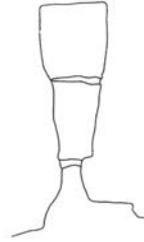
第5図 横穴墓の諸型式(2)



市原市西国吉11号(II)



市原市西国吉12号(III)



木更津市大久保石澄5号(VII)



市原市西国吉1号(VII)

C-2



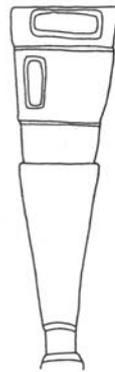
市原市西国吉4号(III)



市原市西国吉10号(III)



睦沢町長楽寺D9号(IV)



市原市西国吉7号(V)

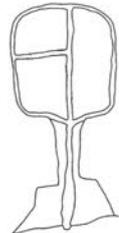


市原市西国吉6号(VII)

C-3



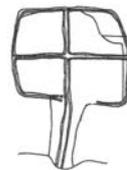
市原市大和田40号(I)



長南町久原B横穴墓(1)



茂原市猿袋3号(II)



睦沢町長楽寺D7号(III)

E-1



市原市岩4号(II)



岬町東前3号(III)



岬町東前1号(IV)



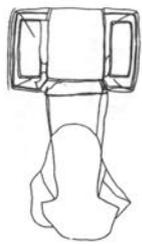
君津市大山野横畑横穴墓(VI)



長南町米満3号(VII)

E-2

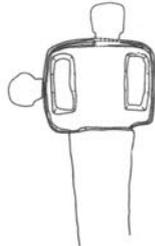
第6図 横穴墓の諸型式(3)



長柄町千・力丸13号(Ⅲ)



碑町東前4号(Ⅲ)



茂原市山崎(県七)46号(Ⅳ)



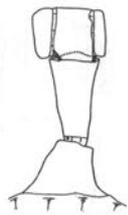
富津市西山27号(Ⅳ)



茂原市山崎(市文七)10号(Ⅳ)



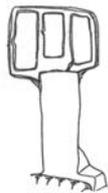
長南町米満5号(Ⅳ)



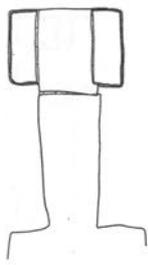
茂原市山崎(県七)17号(Ⅴ)



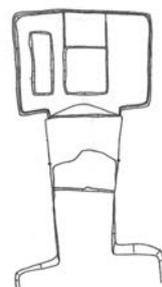
茂原市山崎(県七)37号(Ⅴ)



碑町東前2号(Ⅴ)



茂原市山崎(県七)34号(Ⅵ)

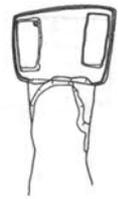


茂原市山崎(市文七)13号(Ⅵ)

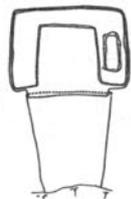


長南町米満10号(Ⅵ)

E-4



茂原市山崎(県七)21号(Ⅶ)



茂原市山崎(県七)36号(Ⅶ)



長柄町千・力丸16号(Ⅲ)



茂原市山崎(県七)13号(Ⅳ)



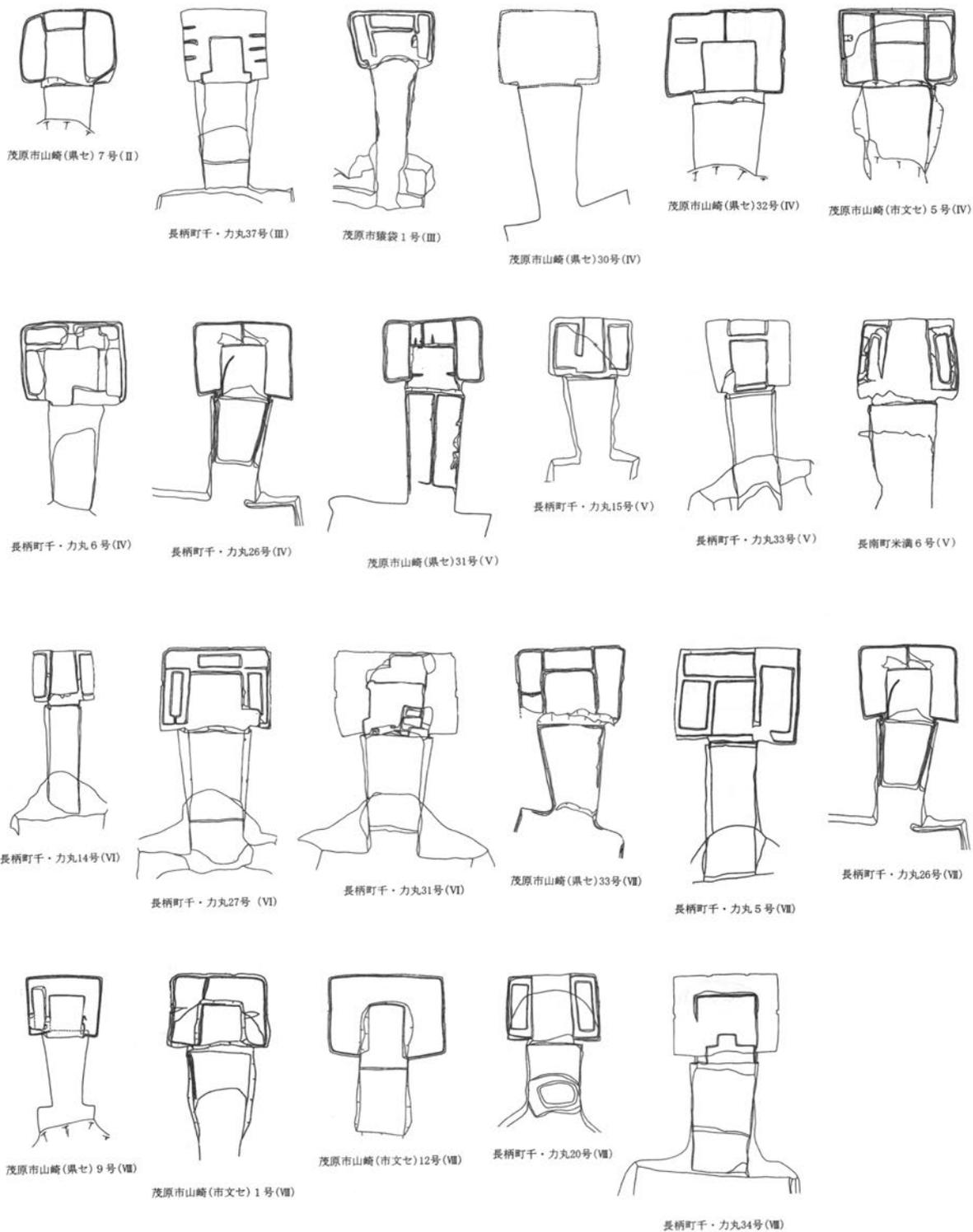
市原市岩9号(Ⅴ)



茂原市山崎(市文七)7号(Ⅴ)

E-5

第7図 横穴墓の諸型式(4)



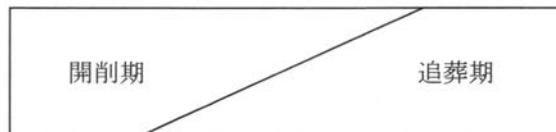
E-6

第8図 横穴墓の諸型式(5)

	I	II 600	III	IV	V	VI 700	VII	VIII 800
W-1								
W-2								
W-3								
W-4								
W-5								
W-6								
W-7								
C-1								
C-2								
C-3								
E-1								
E-2								
E-3								
E-4								
E-5								
E-6								

開削期 / 追葬期

第4表 横穴墓諸型式の存続期間



第5表 横穴墓継続期間のイメージ

I期から登場し、第Ⅶ期に再び現れるが、第Ⅳ期までに追葬も行われ、その開削期は第Ⅰ・Ⅱ期に中心があったと思われる。W-1の東谷横穴墓は、目下のところ県内最古の横穴墓であろう。その後に見えるのが東上総ではあまり普及しない高棺床のW-4・W-5と、低段玄室のW-7である。W-4・W-5は玄室の中央は依然としてフラットであり、玄室の高壇化は認められない。W-7は現在のところ石神横穴墓群にのみ確認される、玄室平面が逆台形で、羨道とは低い段差を設けるタイプである。これらの諸型式は、開削期が第Ⅲ・Ⅳ期にあり、第Ⅴ期が追葬期にあたると思われる。最も遅れるW-6は養老川中流域から波及した型式で、西上総で玄室が高壇化されるのはこの型式だけで、開削期は第Ⅳ期である。以上の動向から、西上総では開削期の中心が第Ⅱ・Ⅲ期にあり、平床式や高棺床が卓越し、高壇式は客体的存在にとどまっていることが指摘できる。

W-1とW-2は類縁的であり、開削時期からみても、W-1からW-2へと型式変化しているのかもしれない。W-3とW-4はともに単一棺床が伴うが、設置位置が異なり、W-3はまだ高棺床化していないので、両者は別系統に属するであろう。W-3の方がいち早く出現している。W-5は複数の高棺床を伴うが、脇棺床の取り付け方からすれば、W-4と親縁性が感じられるが、複雑な構造のW-5の方が古く遡る。神宿6号や千代丸・力丸17号のように、玄室が横長長方形プランを呈する資料が含まれ、型式細分される可能性がある。W-7は石神横穴墓群にしか見いだされない型式で、W群中で孤立している。むしろ玄室・羨道プランからはC-2との類似性が指摘できる。当地方の型式変化の大きな流れは、平床長方形無棺床玄室に始まり、奥棺床を備えたタイプを経て、高棺床タイプにいたると考えられる。

西上総での横穴墓開削の動きは、湊川北岸から小糸川南岸にまず広がって、小糸川北岸へはかなり遅れて一7世紀中葉頃に進出していったと思われる。

(2) 東上総

東上総では最古期に特徴的な排水溝を備えるE-1が卓越する。E-1に続き出現するのが、すでに玄室が高壇化を遂げているE-2である。全体を彫りくぼめた正規の棺床と、仕切り溝で棺床スペースを確保するものが併存している。東上総を中心として、わずかに養老川中流域や西上総にも分布している。第Ⅲ期にはE-3をのぞく当地方のすべての型式が出そろった。

E-4はE-6とともに東上総を代表するタイプである。茂原市・長柄町のは端正な横長長方形プランであるが、岬町・長南町になると正方形に近くなり、富津市では隅丸長方形に変化する。E-5は類例が少なく、統一的な規則性もあまり感じられない。ここでも正規の棺床と仕切り溝を彫るタイプが混在している。E-6はE群中最も類例に富んでいるが、地域的広がりには限定されて、ほとんど茂原市・長柄町に含まれる一宮川北部流域に密集している。玄室はまれに無棺床のものもあるが、仕切り溝を彫るタイプが優勢である。E-3は高壇・無棺床で、養老川中流域から波及したタイプである。当地方ではいずれも第Ⅷ期に属し、詳しい開削時期は不明である。

さて、第Ⅰ期から出現するE-1は第Ⅲ期まで継続するが、資料はどれも規則的であり、実際の開削期間はかなり短かったと思われる。後続タイプが見いだせない孤立型式である。E-2はC-1とともに高壇玄室の端緒となるが、それに先行する前段階のタイプはE群中に存在せず、突然出現した感がある。この型式から現れる仕切り溝はE群中の以後の諸型式にも引き継がれていく。この仕切り溝は、あるいはE-1の排水溝に淵源しているかもしれない。この型式から派生するのはE-5であろう。E-4では横長長方形・複数棺床タイプが確立するが、それは一宮川北部流域においてであり、E-2が普及した一宮川南部流域や夷隅川流域ははずれている。したがって同じく高壇玄室を備えているとはいえ、E-2からE-4へと自然に交流し、型式変化を遂げたとは考えにくい。それに比べ、E-4とE-6の玄室プランは共通しており、天井構造がドーム・アーチ形から屋根形へ変化すれば、スムーズにE-4からE-6への移行が考えられる。当地方の型式変化の大きな流れは、はじめに排水溝を備えた平床のE-1が出現するが、平床タイプはこの型式で消滅し、以後は高壇玄室が普遍化する。高壇玄室を備えた型式は、夷隅川流域を中心とするE-2→E-5及び一宮川を中心とするE-4→E-6という二つの流れに収束すると考えられる。

東上総での横穴墓開削の動きは、いち早く一宮川南部流域や夷隅川北部流域にはじまり、沿岸部の陸沢町域から内陸の長南町域へと広まり、やや遅れて一宮川北部流域に進出して、やはり沿岸部の茂原市域から内陸の長柄町域に伝播したと考えられる。

(3) 養老川中流域

当地方では第Ⅰ期に、東上総での優越型式E-1の

大和田40号が進出しているが、このタイプは後続しない。第Ⅱ期には西上総・東上総にも普及したC-1が出現する。玄室の高壇化は東上総のE-2とともにこの時期から始まっている。ただ、このタイプの初出は養老川中流域だが類例が少なく、今後の調査の進展によっては、後に高壇化が優勢となる東上総にその源を持っているかもしれない。またこの時期には玄室逆台形プランで高壇式のC-2が出現する。第Ⅲ期からは房総で唯一玄室複室構造の、いわゆる羽子板形プランを持つC-3が出現する。

当地方の最古期の型式が東上総からの波及形式であることは、その後の横穴墓諸型式の展開上も、東上総との関係が濃密であったことを示唆している。しかし高壇玄室が発生する第Ⅱ期には、有棺床のE-2と無棺床のC-1が並列している。その先後関係の究明は今後の課題である。当地方を特徴づける型式は、C-2とC-3であろう。ともに玄室・羨道を含めたプランはいわゆる羽子板形で、C-2の玄室は単室、C-3の玄室は複室である。C-2の西国吉例は急斜面に設営されたことで、羨道部が途中で途切れている。本来の形状は大久保石澄5号例であろう。C-2の玄室が延長されて複室化した型式がC-3であろう。C-2・C-3は東西上総の諸型式からは生じないタイプであり、外来的な成因を思わせる。当地方の型式変化の大きな流れは、第Ⅱ期から始まるC-2・C-3の普遍化につきるであろう。

当地方の横穴墓密集地は南の高滝周辺と、北の牛久周辺に二分できる。初期横穴墓は南部に顕著であるが、当地方に特徴的なC-2・C-3の発達は、北部で展開される。

5. 諸型式の地域間交流

ここでは房総中央部の横穴墓諸型式が、近隣する東国諸地域、とくに相模・武蔵と常陸の沿海部に分布する横穴墓と、いかなる類似性・近縁性があるのかを、『関東横穴墓遺跡検討会資料』⁴⁾から探ってみよう。房総諸型式と同一型式または近似した事例を第6表に表示した。

西上総ではW-1・W-2が相武方面でも常陸方面でも広く分布しており、両型式が関東地方での卓越型式であることが理解される。W-3は相武方面に類例が集中して、常陸方面には普及していない。W-4・W-5は周辺地域に類例が乏しく、房総で発展した型式である。W-7は相武方面や常陸方面に少数ながら

分布しており、房総の事例をその一端としてとらえることができる。

東上総ではE-1が相武方面に1例見いだされるが、希少例で、房総特有の型式とみなして差し支えないだろう。E-2～E-5も周辺地域に類例が見あたらず、房総で発達した諸型式である。E-6は三浦半島に類例がまとまっている。これらの事例は単独、または群中に孤立して存在するようであり、一宮川流域のように、一群の大半が同一形式で占められるという状況ではなさそうである。三浦半島のE-6類型は、東上総から波及したものかもしれない。

養老川中流域ではC-1は周辺地域には確認されず、房総で孤立している。C-2は相武方面に分布しており、関連性が考えられる。C-2と系譜的關係が想定されるC-3は周辺地域には見いだされない。

周辺地域と房総の横穴墓を比較して、房総中央部の位置づけはどのように評価されるであろうか。西上総は開放的である。W-4・W-5をのぞき、とくに相武方面と交流を保っていた。東上総は閉鎖的で、E-6が三浦半島を中心に散在的に分布するにすぎない。養老川中流域ではC-2が相武方面と関係が深く、他型式は周辺地域と没交渉である。こうした状況は、房総の横穴墓の造立の端緒は、基本的には西から、とくに相武方面からの影響を受けていると考えられる。しかしその直接的な影響を受けたのは西上総であり、東上総の横穴墓は相武方面からの影響を受けていない。東上総を代表し、しかも地元で先行系譜が追えないE-4・E-6は、地元で発生したものでなければ、関東地方以外の他地域からの波及を考えざるをえないであろう。養老川中流域は第Ⅰ期では東上総と歩調を合わせていたが、第Ⅱ期以降は独自の変遷をたどった。C-2と相武方面の關係は、東西上総に類例がない以上、相武方面からの波及と考えられる。C-2の発展形であるC-3は、おそらく養老川中流域で発生したのであろう。

6. 横穴墓の被葬者像と造墓職工

横穴墓に葬られた人々について考えてみよう。房総半島には、保存状態が良好な横穴墓の被葬者の希少な事例が存在する。それは君津市市宿横穴墓群であり、15基の横穴墓から検出された遺骨総数は165体にのぼっている。第7・8表にその明細を表した。おそらくそれは横穴墓葬送の一般的な形態であり、人骨が十分に確認されなかった横穴墓においても、市宿と同様

W-1

- 相武方面：東京都北区赤羽台横穴墓群1・6・13・15号
 〃 多摩ニュータウンNo513・2号
 〃 三鷹市羽根沢台横穴墓群3号
 〃 〃 野水橋横穴墓群3号
 〃 日野市坂西横穴墓群6号
 常陸方面：茨城県常陸太田市天神林町所在横穴群2号
 〃 〃 身隠山横穴墓群8・14号
 〃 〃 釜田横穴墓群5・A-2・A-4・A-5・A-6・A-10・A-12・B-3・B-8・
 B-24・C-9号
 〃 日立市相田横穴墓群1号
 〃 〃 北の台横穴墓
 〃 〃 赤羽横穴墓群D支丘14・16号
 〃 〃 千福寺下横穴墓群7・23・25・40号
 〃 〃 坂下横穴墓群A支群9号
 〃 〃 ひたちなか市十五郎横穴墓群11・28・33号

W-2

- 相武方面：神奈川県横浜市市カ尾横穴墓群A-9号
 〃 〃 東方横穴墓群1-15・2-5・3-10号
 〃 〃 熊ヶ谷横穴墓群4号
 東京都大田区久が原K-44・K-66号
 〃 日野市坂西横穴墓群5号
 常陸方面：茨城県常陸太田市天神林町所在横穴群3号
 〃 〃 身隠山横穴墓群7・10・11・20号
 〃 〃 釜田横穴墓群6・7・A-1・A-8・A-11・B-1・B-4・B-17・B-20・
 B-23・B-24・B-25・C-1号
 〃 日立市赤羽横穴墓群D支丘3・6・12・13・15・17号
 〃 〃 千福寺下横穴墓群28・31・40号
 〃 〃 坂下横穴墓群A支群13号
 〃 〃 十王町かんぶり穴横穴墓群2・11号
 〃 〃 ひたちなか市十五郎横穴墓群6・17・35・45・50・70・89・101・109・114号

W-3

- 相武方面：神奈川県秦野市岩井戸横穴墓群9号
 〃 大磯町清水北横穴墓群5号
 〃 平塚市万田八重窪横穴墓群33号
 〃 茅ヶ崎市甘沼水道山横穴墓群7号
 〃 横浜市折戸横穴墓群3号

W-4

- 相武方面：神奈川県二宮町諏訪脇西横穴墓群9号

W-5

- 常陸方面：茨城県日立市坂下横穴墓群A支群15号（富津市神宿6号と同型）

W-7

- 相武方面：神奈川県川崎市日向横穴墓群3号
 〃 横浜市市カ尾横穴墓群A-6・B-16号
 〃 〃 小黑谷横穴墓群3号
 常陸方面：茨城県日立市赤羽横穴墓群B支丘1号
 〃 〃 坂下横穴墓群A支群8号

C-2

- 相武方面：神奈川県座間市鷹番塚横穴墓群3号
 〃 大和市浅間神社西側横穴墓群9号
 〃 藤沢市代官山横穴墓群9・10・12号
 〃 〃 神光寺横穴墓群E-1号
 〃 横浜市桂町横穴墓群1号

E-1

- 相武方面：神奈川県横浜市市カ尾横穴墓群B-14号

E-6

- 相武方面：神奈川県横浜市荏古田
 〃 横須賀市坂本
 〃 逗子市岩殿寺
 〃 三浦市白山神社裏

第6表 横穴墓の地域間交流

1号墓

1号人骨 ♂ 壮～熟年
 2号人骨 ♂ 熟～老年
 3号人骨 ♀ 壮年
 4号人骨 ? 5～6歳幼児
 5号人骨 ? 3～6ヶ月乳児

2号墓**1号木棺**

第1頭蓋 ♀ 熟年
 第2頭蓋 ♀ 熟～老年
 第3頭蓋 ♀ 壮年
 第4頭蓋 ? 5歳程度幼児
 第5頭蓋 ? 1～1.5歳幼児
 その他1 ♂ 青年
 その他2 ♂
 その他3 ♀ 成人

2号木棺

1号人骨 ♂ 壮年
 2号人骨 ♂ 成人
 3号人骨 ? 5～6歳幼児
 4号人骨 ? 2～4歳幼児
 5号人骨 ? 成人
 その他 ♂ 青年 1体
 ♂ 成人 5体
 ♀ 成人 3体
 ? 幼児 2体

非交連状態骨

第1頭蓋 ♀ 壮年
 第2頭蓋 ♀ 熟年
 第3頭蓋 ? 10～12歳
 第4頭蓋 ♀ 壮年
 第5頭蓋 ♂ 壮年
 その他1 ? 成人
 その他2 ? 熟年
 その他3 ? 小児

北群

1号人骨 ♀ 壮年
 2号人骨 ? 青年
 その他 ♂ 熟年 1体
 ♂ 成人 1体
 ♀ 成人 1体
 ? 壮年 1体
 ? 乳幼児 4体

周辺群

第1頭蓋 ♀ 壮～熟年

第2頭蓋 ♀ 壮年
 第3頭蓋 ? 6～10歳小児
 第4頭蓋 ? 6～7歳小児

3号墓**一括骨**

① ♂ 成人
 ② ♀ 成人
 ③ ? 1.5～2歳幼児
 ④ ? 胎児～新生児

4号墓

1号人骨 ♀ 成人
 2号人骨 ♂ 成人
 3号人骨 ? 10～11歳小児

6号墓

1号人骨 ♂ 成人
 2号人骨 ? 生後数ヶ月乳児
 3号人骨 ? 胎児～新生児

8号墓**北群**

1号人骨 ♀ 壮年
 2号人骨 ? 15歳程度青年
 3号人骨 ? 成人
 4号人骨 ? 4～6ヶ月乳児

中央群

♂ 成人 2体
 ♀ 成人 2体
 ? 新生児～幼児 6体

南群

♂ 成人 2体
 ♀ 成人 2体
 ? 新生児～小児 8体

9号墓**1号木棺**

1号人骨 ♀ 青年
 2号人骨 ♂ 壮～熟年
 3号人骨 ? 7～9歳小児
 4号人骨 ? 2～4歳幼児
 5号人骨 ? 2～4歳幼児
 6号人骨 ? 生後6ヶ月～1年乳児
 7号人骨 ? 生後数ヶ月乳児
 8号人骨 ? 新生児

2号木棺

1号人骨 ♂ 熟年?
 2号人骨 ? 少年
 3号人骨 ? 6～8歳小児

第7表 市宿横穴墓群の人骨分析 (その1)

4号人骨	? 幼児	12号人骨	? 6~7歳幼児
3号木棺		その他	? 6~7歳小児
1号人骨	♀ 成人	4号木棺	
2号人骨	♂ 壮年	1号人骨	♂ 壮年
3号人骨	♂ 壮年	2号人骨	♀ 壮年
4号人骨	? 壮年	3号人骨	? 3~4歳幼児
所属不明骨		4号人骨	? 1~2.5歳幼児
第1頭蓋	♀ 壮年	5号人骨	? 1~2歳幼児
第2頭蓋	♂ 壮年	6号人骨	? 胎児~新生児
第3頭蓋	? 少~青年	棺外骨	♂ 熟~老年
第4頭蓋	♂? 壮年	11号墓	
第5頭蓋	? 壮年	1号人骨	? 10~12歳小児
10号墓		2号人骨	♂ 少~青年
1号木棺		3号人骨	♀ 青年
1号人骨	♀ 壮年	4号人骨	♂ 成人
2号人骨	♂ 壮年	5号人骨	? 12~15歳少年
3号人骨	♂ 熟年	6号人骨	? 5~9歳小児
4号人骨	♂ 壮年	7号人骨	? 1~2歳幼児
5号人骨	? 7歳程度小児	8号人骨	? 生後1~3ヶ月乳児
6号人骨	? 8~9歳小児	13号墓	
2号木棺		1号人骨	? 9~12歳小児
1号人骨	♀ 壮年	2号人骨	? 10~13歳少年
2号人骨	♀ 壮年	3号人骨	♂? 成人
3号人骨	♂ 壮年	4号人骨	? 1歳程度乳児
4号人骨	♂ 成人	5号人骨	? 生後7~10ヶ月乳児
5号人骨	? 5~8歳小児	6号人骨	? 1歳未満新生児
6号人骨	? 1~2歳幼児	7号人骨	? 生後1~2ヶ月新生児
7号人骨	? 乳児	8号人骨	? 成人
3号木棺		14号墓	
1号人骨	♂ 壮年	木棺内	
2号人骨	♂ 壮~熟年	1号人骨	♂ 壮~熟年
3号人骨	♀ 少~青年	2号人骨	♂ 熟年
4号人骨	♀ 壮~熟年	3号人骨	♀ 壮年
5号人骨	? 8~10歳小児	4号人骨	♀ 熟年
6号人骨	? 5~6歳小児	5号人骨	♂ 熟年
7号人骨	? 4~5歳幼児	棺座内	
8号人骨	? 2~3歳幼児		? 10~11歳少年
9号人骨	? 1.5~2歳幼児	棺外	
10号人骨	? 乳児		? 7~8歳幼児
11号人骨	? 生後6~10ヶ月乳児	15号墓	
			♂ 成人

第8表 市宿横穴墓群の人骨分析 (その2)

1号墓

	♂	♀
老	●	
熟	●	
成		
壮		●
青		
小	●	●

2号墓

1号木棺

	♂	♀
老		●
熟		●
成	●●	
壮		●
青	●	
小	●	●

2号木棺

	♂	♀	♂♀?
老			
熟			
成	●●●●●●	●●●	●
壮	●		
青	●		
小	●●●●	●	

非交連状態

	♂	♀	♂♀?
老			
熟		●	●
成			●
壮	●	●●	
青			
小	●	●	

北群

	♂	♀	♂♀?
老	●		
熟	●	●	
成		●	
壮			●
青			●
小	●●●●		

周辺群

	♂	♀
老		●
熟		●
成		
壮		
青		
小	●	●

3号墓

一括

	♂	♀
老		
熟		
成	●	●
壮		
青		
小	●	●

4号墓

	♂	♀
老		
熟		
成	●	●
壮		
青		
小	●	

第9表 市宿横穴墓群出土人骨パターン (その1)

6号墓

	♂
老	
熟	
成	●
壮	
青	
小	●●

8号墓

北群

	♀	♂♀?
老		
熟		
成		●
壮	●	
青		●
小	●	

中央群

	♂	♀
老		
熟		
成	●●	●●
壮		
青		
小	●●●●●●●●	

南群

	♂	♀
老		
熟		
成	●●	●●
壮		
青		
小	●●●●●●●●	

9号墓

1号木棺

	♂	♀
老		
熟		
成		
壮	●	
青		●
小	●●●●●●●●	

2号木棺

	♂
老	
熟	●
成	
壮	
青	
小	●●●●

3号木棺

	♂	♀	♂♀?
老			
熟			
成			
壮	●●	●	
青			●
小			

所属不明

	♂	♀	♂♀?
老			
熟			
成			
壮	●●	●	●
青			●
小			

10号墓

1号木棺

	♂	♀
老		
熟	●	
成		
壮	●●	●
青		
小	●●	

2号木棺

	♂	♀
老		
熟		
成	●	
壮	●	●●
青		
小	●●●●	

3号木棺

	♂	♀
老		
熟	●	
成		
壮	●	●
青		●
小	●●●●●●●●	

4号木棺

	♂	♀
老	●	
熟		
成		
壮	●	●
青		
小	●●●●	

第10表 市宿横穴墓群出土人骨パターン (その2)

11号墓

	♂	♀
老		
熟		
成	●	
壯		
青	●	●
小	●●●●	

13号墓

	♂	♂♀?
老		
熟		
成	●	●
壯		
青		
小	●●●●●●	

14号墓

木棺内

	♂	♀
老		
熟	●●	●
成		
壯	●	●
青		
小		

棺座内外

	♂	♀
老		
熟		
成		
壯		
青		
小	●	●

15号墓

	♂	♀
老		
熟		
成	●	
壯		
青		
小		

第11表 市宿横穴墓群出土人骨パターン (その3)

な過密な追葬が行われていたと考えさせられる。市宿の分析結果をわかりやすく、第9～11表にパターンを示した。パターンを見ると年齢層や男女が偏ることなく葬置されていることが判明するが、とりわけ小児の葬置例が目立っている。このことは当時の乳幼児の死亡率が高かったことを示す好例かもしれないが、問題はそこにあるのではなく、これらの人々の親族関係である。

市宿の報告から判明することは、葬置単位となる木棺から成・壮年の男女と小児が、普通に合葬されているという事実である。こうした合葬構成は、ひとり市宿横穴墓群にとどまらず、遺体の遺存状態が不良な多くの横穴墓にも、市宿ほどのスケールではないものの、踏襲されていたと考えてよかろう。これらの人々のこの合葬構成は、群集墳における中小古墳の埋納様式となんら変わらないであろう。このことは横穴墓が、たとえば兵士のような専門化した技能者の専用墓ではなく、小児が異状に多い点をのぞけば、群集墳の被葬者構成に類似していることを明らかにしている。断続的に行われたのかもしれない合葬墓では、成年男女と小児の合葬例がみられた場合、常識的には親子関係を想定する。ところが、はじめに小児が葬られ、10年後に若年の成年男女が葬られたこともあり得ないわけではない。この場合は親子関係ではなく、おそらく兄弟姉妹やオジ・オバ関係等、近親者の一群が追葬されたものであろう。もっとも現代の我々にはその違いを識別することは、現在の発掘技術や人骨鑑定技術の水準では非常にむづかしい。しかし基本的には、同一木棺に葬られる成年と小児のペアは、親族的に最も近い関係、すなわち親子関係と考えてよいのではなかろうか。木棺内の遺体群が親子関係を中心としているならば、横穴墓内に並置されている複数の木棺の被葬者間にも、キョウダイ・オジ・オバ・イトコ等の遠近を含めた親族関係で結ばれていたと考えるのが自然であろう。さらに群を構成する横穴墓間にも、血縁的、地縁的な関係が想定されるのである。

そのように考えた場合、この状況は奈良時代の戸籍にみられる郷戸—房戸の關係に類似してくる。古代戸籍や計帳を法的擬制がまさったものではなく、ほぼ当時の実態を映したものと考え、五十戸—里制を度外視すれば、郷に相当するまとまりは全体の横穴墓群であり、郷戸は1基の横穴墓、房戸は横穴墓内の複数の木棺群に相当するであろう。郷戸は最小経営単位であり、房戸はそれに含まれる最小消費単位である。市宿横穴

墓群は第I・II期の横穴墓が主体的な、6世紀末を中心とする横穴墓群である。この横穴墓群が奈良時代の古代戸籍を先取りした親族構成を示していたのは注目すべきことである。

次に横穴墓を開削した造墓工、すなわち石工の性格について考えたい。房総では東上総を中心にして高壇式横穴墓が普及しているが、その垂直に近い隔壁は2mに迫る高さがあり、壁面はきわめて平滑に仕上げられている。また、玄室を覆う屋形天井にも、細かな細工を施した事例がみられる。こうした石工技法は精巧な切石積横穴式石室や家形石棺にも共通するもので、従来の東国には存在しなかった新来技術である。畿内では白石太郎氏の、7世紀前半の岩屋山古墳式以降の横穴式石室に、精緻な切石積の古墳が出現する⁵⁾。新しい石工技術の淵源はその辺りに求められるのではないか。すなわち横穴墓の開削に使用された石工技術のある部分は、畿内の最新技術直伝であり、東国への伝播には強力な介在者が想定されるのである。

その先進的な石工と横穴墓の被葬者の関係について考えてみよう。横穴墓の被葬者は、自分の好みで石工を選べる立場にはなく、自分の死後は新来の石工が開削した、当初から定められていた横穴墓に納置されたというのが真相ではなかろうか。横穴墓の被葬者は、横穴墓群の構成に預かった主体者ではないであろう。石工を手配し、横穴墓群を構成したのは、その被葬者を支配していた上級権力者が、石工をそばに置いて当事者の死亡ごとに、石工に新しい横穴墓を造らせていたと考えられるのである。これを一般的な中小古墳からなる群集墳の盟主と比較した場合、在地首長を代表する群集墳の盟主は、自らの古墳を精緻な切石積の横穴式石室で荘厳されなかったことを顧みても、そこには原石を加工する技術において、両者間に根本的な落差がみてとれるのである。横穴墓に施された加工技術は先進的であり、その技術は群集墳にまでは普及しなかったと考えて差し支えなかろう。

以上論述した石工の先進的な技術は、7世紀前半以降に主として畿内で普及したものである。畿内においても革新された石工技術は、飛鳥寺（法興寺）の造立にあたって、百濟から派遣された寺工・露盤博士・瓦博士・画工等がもたらした諸技術が（日本書紀、崇峻元年（587）是年条）、寺院造営ばかりでなく、伝統的な古墳の石室・石棺にも採用されたためではあるまいか。そしてその技術の恩恵を受けて、自らの寺院や古墳造営に活用したのが、大王・貴族・高級官僚等、大

和王権の屋台骨を構成した階層であった。とすれば、東国、房総の横穴墓の被葬者は、横穴墓の製作技術を介して、大和王権と結びついていたと考えられるのである。房総の横穴墓は、高壇化の兆しは文献と合致して6世紀末～7世紀初期に現れているが、横穴墓自体の端緒は6世紀中～後葉にまで遡る。この現象は、石工の新来技術が到来する以前に、すでに横穴墓が大和王権による墓制として定められていたからであろう。新来の石工技術は新しい工人を派遣して、既に機能していた横穴墓制にスムーズに浸潤していったのである。あらためて横穴墓の被葬者像を群集墳の被葬者と比較すれば、前者が大和王権に管理されていたのに対し、後者は在地首長の管理下に置かれていたとすることができよう。

7. 横穴墓密集地域の特殊性

第9図は当該地域の横穴墓分布図であるが⁶⁾、木更津市・君津市・富津市が該当する西上総では、小櫃川南岸・小糸川南岸・湊川流域の三地区に分布の中心があるが、最も大規模な地区は中小河川の小久保川・染川を含む小糸川南岸で、中小河川の烏田川・畑沢川を含む小櫃川南岸では密集度がやや希薄になる。茂原市・長柄町・一宮町・陸沢町・長南町・岬町・夷隅町・大多喜町の一部を含む東上総では、一宮川のほぼ全流域と夷隅川本流北岸にかけて、濃密に横穴墓が分布している。市原市の養老川中域では分布密度は前二者に劣り、牛久から高滝にかけてその中心がある。

当該地域で最も早く出現した横穴墓はW-1とE-1である。このうちE-1は東上総に偏しているが、W-1は東上総にも分布し、現状では最も古いと思われる東谷横穴墓にも採用されているので、おそらくW-1が6世紀後葉の早い時期に東西上総にいち早く出現したのであろう。このタイプは相武方面にも常陸方面にも普及しており、房総半島中央部が東国主要横穴墓地域と軌を一にしていたことが理解できる。しかしその後は、養老川中流域のC-2が相武方面と、東上総のE-6が三浦半島との関連性をみせる以外は、三つの地域の横穴墓は東国の他地域とも異なる独自の型式変化を歩んでいる。また当該地域内においても、養老川中流域のC-1が東西上総に波及するほかは、型式間の相互交流は一般的に不活性である。三地域それぞれの歩みは、西上総では平床式のW-1・2以後は高棺床のW-3・4・5が主流となり、東上総ではE-1以後は高壇式が優勢となり、南部では玄室平面方

形のE-2・3が、やや遅れて北部では玄室平面横長長方形のE-4・6が卓越したタイプとなる。養老川中流域では、7世紀前葉以降に独自のC-2・3がその北部で優越的になる。

各地における横穴墓の普及経路も、およそ見当がつけられる。西上総では小久保川・染川流域にまず出現し、小糸川南岸や湊川流域に広まっていった。小糸川の北へ進出するのはやや遅れて、7世紀中葉以降であろうか。東上総では一宮川南側支流の殖生川・瑞沢川流域に現れる。一宮町に所在する横穴墓群中にも、古態な遺構が含まれている可能性があるだろう。この一派はその後、長南町南西部や岬町へ展開していく。さらに高壇式横長玄室を築いた別派—房総最大の横穴墓集団—が、やや遅れて一宮川本流以北に到着し、ごく短期間に北部諸支流に波及していった。養老川中流域では、南部の高滝・外部田周辺で東上総からの影響を受けた横穴墓の開削がはじまり、7世紀前葉に北部の牛久周辺へ進出していった。横穴墓の型式差からみて、それらは別系統の集団であろう。前者が東上総と近縁的なものに対し、後者は相武方面と関係がありそうである。

このような横穴墓の密集地域のあり方や横穴墓諸型式の消長・交流をふまえて、当該地域の横穴墓密集地域の性格について考えてみよう。前節でもふれたように、高壇式玄室や屋形構造は当時の石工上の先端技術で、畿内の一級古墳石室の製作技法と関連があると推定し、そこから房総のある時期からの横穴墓開削技術は、大和王権が介在しているのではないかと類推したのである。では房総の横穴墓、横穴墓群は大和王権と関わりがあるのか、あるとすればそれはいかなる形態をとっていたのであろうか。

この課題については、相武方面の横穴墓群が有力な手がかりを与えてくれる。そこでは横穴墓群在地と屯倉所在地が見事に一致しているのである。相模川に注ぐ花水川右岸の大磯町・二宮町は相模最大の横穴墓密集地域であるが、その対岸の花水川左岸には大住郡三宅郷の淵源となった某屯倉が存在し、その地はやがて初期相模国府となった。また多摩川下流域左岸は東京都内で有数の横穴墓密集地域であるが、ここは橋屯倉が置かれた場所でもある。さらに多摩川中流域には多氷屯倉が設置され、それが後の武蔵国府に発展したと考えられるが、その周辺にも密度は前二者に比べ見劣りするものの、内部構造上注目すべき横穴墓群が点在しているのである。こうしてみると、横穴墓密集地域と屯倉所在地は無関係とは思われず、東国の西部沿海

部に関してはかなりの確率で一致しているが、こうした傾向が房総にも当てはまるかどうか問題となろう。

西上総では横穴墓密集地域内の天羽郡に三宅郷が置かれ、かつて屯倉が所在していたことが明らかである。所在地は湊川北部流域と考えられる。東上総では横穴墓密集地域と夷隅郡が重複しているが、ここは伊甚国造の支配地であり、『日本書紀』には安閑元年4月に不祥事の贖罪として、伊甚国造が伊甚屯倉を献上した記事がみえる。記事には「今分ちて郡として、上総国に属く」とあり、書紀が完成した養老4年(720)には旧屯倉領が一郡規模の大きさであったことが判明する。養老川中流域には屯倉に関わる史料は見あたらない。こうして、房総中央部の三つの横穴墓密集地域のうち、東・西上総において屯倉との関わりが確かめられた。

天羽郡内の三宅郷にしても夷隅郡内の伊甚屯倉にしても、その正確な所在地は明らかではない。しかしいづれも、横穴墓密集地域の南に偏した地区との関係が想定される。前述したように、両地域の初期の横穴墓はいずれも南部に出現し、その後北部や周辺地域に拡散していったのである。このことは、既設されていた屯倉が初期の横穴墓を呼び込み、それが当初の屯倉の領域を超えて次第に拡散していったのではなかろうか。横穴墓の全盛期は7世紀前葉から中葉にかけてと考えられ、横穴墓群の拡散とともに屯倉領も拡大していったのではなかろうか。

それでは屯倉が所在する東・西上総の横穴墓密集地域内の、古墳(群)と横穴墓の関係について考えてみよう。西上総では域内に県下最大古墳の内裏塚古墳や、横穴墓と同時代の方墳割見塚古墳等を含む内裏塚古墳群が存在する。小糸川南岸の中小河川流域は、西上総でも最も横穴墓密度が高い地区であるが、内裏塚古墳群はその横穴墓群にあたかも圍繞された位置を占めている。このような分布関係は、当初天羽郡の屯倉内に出現した横穴墓が、増殖しながら北上しつつ、次第に周准郡域の内裏塚古墳群被葬者の本拠地へ浸潤していった行跡を示すものに他ならない。そして内裏塚古墳群歴代の被葬者を周准国造とみなすことができるならば、ここに国造と屯倉の関係を考察する格好の端緒が開かれることとなる。

大和王権が地方に屯倉を設置する主たる目的は、直轄領で営農し、収穫された稲穀を都に搬送することにあるが、国造領内に設置された場合は、国造の政治的・軍事的な敵対的行動を牽制する機関にも変貌しうこ

とも見落としてはなるまい。屯倉が設置されたのは天羽郡であるが、大化前代においては郡名を冠する天羽国造は存在していない。そのことは大化後に天羽郡に指定された地域は、大化前代にあっては周辺の有力国造の支配下に置かれていたことを暗に示しているのである。その国造候補は周准国造と安房国造があげられるが、地理的關係からみて周准国造がふさわしい。すなわち大化前代には、天羽郡は周准国造の支配領域であったが、評制への移行に伴い、国造領を分割して新たに建てられた新評となって、その評督には非国造系の在地有力豪族があてられたと思われるのである。西上総のこうした状況は、東上総とは趣を異にするものである。

東上総の有力古墳は、長南・陸沢町域に4世紀末に能満寺古墳(前方後円墳、全長74m)、5世紀初めに油殿1号墳(前方後円墳、全長93m)が築造されるが、その後は中小古墳や小規模群集墳が主体となり、顕著な権力体が不在のまま横穴墓の最盛期を迎えるのである。『日本書紀』には6世紀前葉の安閑朝のこととして伊甚国造が登場するが、この時期には国造にふさわしい有力な古墳は存在していない。伊甚国造の存在自体は疑う余地はないとはいえ、前記二古墳に比定したのでは、この地域の国造としては成立が早すぎることになってふさわしくはない。とすれば、伊甚国造は横穴墓群中の有力被葬者層をそれにあてる他はなかろう。すなわち伊甚国造の墓制は古墳ではなく横穴墓であり、その成立は『書紀』のいう6世紀前葉ではなく、早くとも6世紀末から7世紀初めにかけてであった。『書紀』の記事が時代を遡らせているのは、伊甚国造の上級氏族であった膳臣の家記から出た作為によるものであろう。

東上総の横穴墓群の盟主が伊甚国造に他ならないとすれば、周准国造とは異なって、伊甚国造には伊甚屯倉の管掌者が任命されたのだろう。それは神奈川県大磯・二宮町の横穴墓密集地と相模国造の関係によく類似しているのである。

東上総については、さらに問題を残している。横穴墓密集地域と伊甚屯倉の関連性は以上述べたとおりであるが、この地域には「国府」を交えた地名がなんと二か所存在している。一つは長柄町の国府里・茂原市の国府関であり、両者は接近しているので一括りに考えられる。もう一つは夷隅町の国府台である。全国各地の国府の権威は平安時代中葉までに失墜し、それ以降あらたに「国府」を冠する地名は造られないと思わ

れ、もし造られたにしても、古代的な「国府」ではなく、中世的な「国庁」がふさわしいと思う。いったいこれらの地名はなにを意味しているのだろうか。

一般的に国府の実在が確認されるのは、その建物跡をもってされており、それは現在のところ天武朝が初現となっている。しかし令制を遡る大化以降の国・郡・里制下の国は、その後の再編成を被るにしても、それ以前にはすでに成立しており、それを統べる国府もいかなる構造の建物跡かは未確認ながら、当然存在していたはずである。その実例の所在地がこの両地区であり、そこに初期国府が置かれていたのだと考えたい。もちろん同時期に二か所併存していたわけではなく、おそらく南から北へ移動したのだろう。その成立時期は国造領の解体—評の建設が活発化する大化直後（645）を上限とし、浮動する氏姓を全国的な規模で土地に定着させた天智9年（670）の庚午年籍の完成を下限とできようか。その統治国の名称も一概に上総国と決めつけるのは早計かもしれない。というのも、令制下では房総半島はすでに上総・下総と分離しており、これが国・郡・里制当初からの措置であったという保証はなく、『古語拾遺』で齋部広成が上総・下総に先立つ「総国」に言及したように、分離以前にはたんに総国としてあった可能性も捨てきれないからである。いずれにしても東上総では伊甚屯倉が横穴墓の初現地となり、横穴墓の拡散とともに屯倉の領域—それは伊甚国造領でもあるが—を拡大させながら、やがて領域内に初期国府を成立させたという歴史的な流れを想定できる。なお初期国府の性格については後述するところである。

最後に養老川中流域についてふれておこう。この地には屯倉は存在していなかった。横穴墓密集規模も小さく、当初から東上総の影響下にあったためであろう。史料に残されているのは市原郡の大倉駅家である（正倉院文書「優婆塞貢進文」）。その所在地については大脇保彦氏が市原市大蔵に比定し⁷⁾、筆者もそれに賛同した経緯がある⁸⁾。小論執筆の機会に再検討したが、現在の大蔵は養老川左岸の谷筋をさらに山間に入り込んだところにあり、周辺には古代集落や古墳・横穴墓群は確認されていない。ここに駅家が設置されていたとすれば、それに伴う駅子を供出する集落が近在にあってしかるべきであろう。もしこの地が駅家であるとすれば、そこを通過するルートは、木更津方面から小櫃川を遡り、丹過で支流の泉川沿いに低い峠を超えて、大蔵を経由して養老川沿岸の牛久に至る経路のみ

が考えられる。このルートは木更津方面から牛久に至る最短コースで、牛久からは養老川下流の上総国府や東上総との連絡も至便である（牛久には初期駅家が置かれても不自然ではない）。したがって、駅路コースとしては条件を満たしていると思えるが、大蔵周辺の遺跡分布に難があって、現在では市原市大蔵を無条件で駅家と認める勇気は持ち合わせていない。

8. 横穴墓群の支配者像

ここでいう支配者とは、横穴墓群内の盟主的な横穴墓の被葬者をいう。考古学的には大刀や豊富な鉄鏃、玉類、そしてまれには馬具等が副葬された遺構の被葬者を指すのだろうが、それはあくまで程度の問題であって、社会的な階層や大和王権との距離を考えるにあたっては、漠然としすぎている。できれば文字史料を活用して、この課題に答えていきたい。

これまで横穴墓から発見された被葬者の身分に関する文字史料としては、静岡県伊豆長岡町大北横穴墓群24号墓の石櫃に刻まれた「若舎人」⁹⁾と、宮城県東松島市矢本横穴墓群29号墓から検出された須恵器坏身裏に墨書された「大舎人」¹⁰⁾が知られている。大北24号の相伴土器は7世紀末、大舎人と墨書された須恵器は8世紀初の年代を示している。両者とも墓誌銘ではなく、かたや火葬骨の石櫃刻文であり、かたや須恵器の墨書であって、被葬者の身分を正式に表示しているとは考え難く、これを落書と片づけてしまえばそれまでなのであるが、貴重な文字史料なので両者とも被葬者の身分を表した資料として取り扱う。

両資料ともに「舎人」が共通しているので、横穴墓と舎人が関係していたのではないかと想定できる。静岡県や宮城県といった、広大な東日本から希少といえども「舎人」銘が拾えることは、偶然ではすまされない歴史過程がうかがわれるのである。舎人とは大和政権下で本来大王・王族に近侍する小姓的な身分であるが、次第に人数も増え親衛軍的な色彩を帯びるにいたったとされている。そこで必要な限りで舎人の沿革についてふれておこう。

特定の王族に随伴する舎人は雄略朝の長谷部舎人にはじまるが、当時は大王・皇子・後の諱+部名で表記され、名代・子代制と深く連動しており、大王に付属する舎人も、諸他の王族と比べて、質量ともにあくまで相対的な存在であり、舎人の用務も王族身辺の雑用や使者といった卑近的な仕事を主としていた。舎人の質的転換が行われるのは、多くの舎人が大王に集中的

に奉仕するようになり、大王の宮処を冠して呼ばれるようになる6世紀前葉の安閑朝の勾舎人以降である。この頃になると、舎人は大王や有力な皇子に集中的にあてがわれ、それぞれの近衛一親衛軍を組織しはじめ¹¹⁾、政治的に無視できないセクトを形成するのである。舎人の供給源は当初は畿内豪族から選び取られていたと思われるが、変質した舎人の増大する受容を満たすために、この頃から地方、とくに東国国造の子弟を積極的に取り込む政策に移行したのではなかろうか。宮処を冠した舎人は6世紀後葉の敏達朝の他田舎人で終了するが、舎人はその後も存続して、令制の大舎人・内舎人・兵衛制に継承される。いま問題にしている「若舎人」や「大舎人」は、宮処を冠した舎人制が途絶え、令制に移行する間の過渡期に登場してくるのである。

史料にみえる若舎人は、常陸国茨城郡防人・若舎人部広足(『万葉集』巻20)があるが、その成立ははっきりせず、令制にもその名称は引き継がれていない。原秀三郎氏は若舎人を、皇子または皇太子専属の舎人と解釈し、東宮舎人の前身とみている¹²⁾。いっぽう大舎人の『日本書紀』の初見は斉明7年(661)であり、天武2年(673)には「夫初出身者、先令仕大舎人、然後選簡其才能、以宛当職。」と記され、初めて出仕した官人の当用職と規定され、これが令制に継承されている。若舎人や大舎人はもはや特定の大王や王族の名を冠してはいない。これは敏達朝の私部や推古朝の壬生部と共通する点で、いずれも特定の大王や王族の家計に結びつくのではなく、王権の官司制の支配下において令制の前段階を表す所産とみなすことができよう。

横穴墓における石櫃銘の若舎人や、墨書銘の大舎人は7世紀末から8世紀初に位置づけられ、横穴墓の変遷史ではかなり新しく出現したものである。若舎人や大舎人の官職自体が7世紀前半までは遡らないのであるから、それは当然のことともいえるし、それらの資料が初葬時のものか追葬時のものかも、横穴墓の構造とあわせてさらに厳密に吟味する必要があるかもしれない。それでは、7世紀前半以前の横穴墓にゆかりのある大和王権の官人層はどのような官職であったのか。それはやはり舎人層、ここでは主として大王の宮処を冠した舎人であったと考えられるのである。

横穴墓群の密集地域は屯倉と縁が深い、とはすでに前述したところである。そのことを念頭に置いてこれからの考察を進めよう。まず屯倉の管理者の具体像を『日本書紀』から拾ってみる。

- a. 桜井田部連・県犬養連・難波吉士等に詔して、屯倉の税を主掌らしむ。(安閑紀2年9月)
- b. ①蘇我大臣稲目宿禰・穂積磐弓臣等を遣して、吉備の五つの郡に、白猪屯倉を置かしむ。(欽明紀16年7月)
②蘇我大臣稲目宿禰等を備前の児島郡に遣して、屯倉を置かしむ。葛城山田直瑞子を以て田令にす。(欽明紀17年7月)
③詔して曰はく、「田部を量り置くこと、其の来ること尚し。年甫めて十余、籍に脱りて課に免るる者衆し。膽津を遣して、白猪田部の丁の籍を検へ定めしむべし」とのたまふ。(欽明紀30年正月)
④膽津、白猪田部の丁者を検へ閲て、詔の依に籍を定む。尋ち田令に拝けたまひて、瑞子が副としたまふ。(欽明紀30年4月)

aの記事は、屯倉が集中的に設置された安閑朝に配されている。桜井田部連は屯倉の耕作民である田部を管掌するために選抜された、本来は桜井連の支族である。県犬養連は屯倉の警護のために犬を飼養していたところから命名されたとされている。難波吉士は帰化系氏族で、文筆や計数に優れていたために採用されたのであろう。彼らはいずれも畿内の屯倉に派遣されたと考えられる。bは有名な白猪・児島屯倉の一連の記事である。これらによって、屯倉の管理者は田令と称され、現地に常置されていたというよりも、むしろ中央から収穫時に臨時に派遣されていた色彩が濃い。また屯倉の耕作民は田部と呼ばれ、欽明朝の晩年すなわち6世紀後葉には、田部の名籍が作成されて、その管理方式が一段と進化していたことが知られるのである。

このような屯倉の管理者の出身について、平野邦雄氏は6例をあげて舎人との深い関係を論じている¹³⁾。ここではそのうち4例を以下に掲げる。

- ①天武朝に屯田司舎人土師連馬手が登場する(天武紀)。
- ②厩戸皇子は屋栖古連公をもって「肺脯侍者」(舎人?)とし、播磨国揖保郡内の「水田之司」に任じた(日本霊異記)。
- ③安閑天皇の寵人(舎人?)但馬君小津が、播磨国越部里に三宅を造り、皇子代君の姓を賜った(播磨国風土記)。
- ④有馬皇子の舎人に新田部連があり(斉明紀)、天武天皇の舎人に県犬養連大伴があり(天武紀)、大草香皇子の舎人と思われる難波吉士日香蚊父子

の名もみえるが(雄略紀)、これらは安閑紀に、桜井田部連、県犬養連、難波吉士らに、「屯倉之税」を掌らせる等の記事からすれば、本来、屯倉の職務を執行するものであったかもしれない。

史料により様々な名称が使われているが、その実態は舎人とみなしうるものである。①の「屯田司舎人」や②の「水田之司」は屯倉の管理者を表しており、③はまさに舎人が屯倉を建てて、おそらくその管理者となったことをいっている。さらに重要なのは④であろう。それは安閑朝に任命された屯倉の管理者が、実は舎人階層であったことが明らかにされている。平野氏の研究を通して、舎人は安閑朝以来、屯倉の経営に腐心してきたことがよく理解される。舎人は屯倉の経営にあたって地方に派遣され、国造領を割り取って屯倉領を囲い込み、田部を集めて屯田(御田)の耕作民とし、6世紀後葉になると、田部の名籍を作成して「田戸」ごとに管理したことが、吉備国白猪屯倉以来の、いわゆる後期屯倉の発展形態として、横穴墓の支配者像として重なってくるのである。この時期に地方の屯倉に派遣された官人は、大王の宮処を冠した舎人層の可能性が高いのである。

舎人と屯倉の深い関係について確認しておこう。『日本書紀』では屯倉の広範囲な設置は、安閑朝と推古朝に集中的に記載されている。安閑紀では具体的に地域名をあげて列挙しているが、推古紀ではたんに「国毎」と表記されている。推古紀のこの素っ気ない表現こそ、全国造領の一角に屯倉を設置しえたという、大和王権側からの国造層に対する勝利宣言のようなものが読み取れるのである。その屯倉とはいわゆる後期屯倉であり、吉備白猪屯倉で蘇我稲目自らが任地に赴いて実践した経営方法である。田部の名籍をはじめ、当時の先端的な行政技術が駆使されていた。後期の屯倉とは、囲い込んだ水田の経営や穫稲の中央への搬送にとどまることなく、全国造領内に設置されて、国造の動向を監視する機関に変貌していた可能性がある。それは遠い将来の評制の施行に結実する出発点となる施策であった。

舎人についても一言、6世紀の大王の宮処を冠した舎人の出身地を検証していきたい。井上光貞氏の名論文以来¹⁴⁾、舎人は東国全般から徴収されていたものと思われていたが、厳密に言えばそうではない。それを積極的に表明しているのは仁藤敦史氏で、檜前舎人・金刺舎人・他田舎人が、駿河・伊豆・信濃に限定されていることから、舎人の供出を介して、今日の中部地

方が中央の貢納・奉仕システムに編成されていたと解釈している¹⁵⁾。氏が掲げる舎人の出身地は以下のとおり。

檜前舎人	駿河国志太郡 伊豆国田方郡(檜前舎人部)
金刺舎人	駿河国駿河郡・益頭郡 伊豆国田方郡(金刺舎人部)
他田舎人	信濃国水内郡・伊那郡・埴科郡・諏訪郡 駿河国有度郡・益頭郡 信濃国筑摩郡・小県郡・伊那郡・埴科郡

これはたしかに正論で、ひとくちに東国といっても、王権と密接に結びついた舎人の供給源からみた場合、中部地方と関東地方とでは、一線を画されて差別化されていたとみなしうるのである。この事実を屯倉を掌管して、横穴墓に現れる「舎人」にあてはめるとどうなるか。

ここでようやく、舎人—屯倉—横穴墓の相関関係を論じることができる。大和王権は中部地方から大王・王族の親衛軍として、国造一族の子弟から舎人を徴集した。上京した舎人は大和王権に忠誠を誓った後に、推古紀にあるように全国造領、とくに東国国造領の屯倉の長官として任地に派遣された。派遣された舎人は東国の任地で、国造と対立しながら屯倉を設定して田部を管理し、御田から得られた穫稲を宮都に搬送していたことが想定できるのであり、その任地で死亡した舎人が、現地で横穴墓に葬られたのであろう。中部地方でも内陸の信濃の舎人は、後の東山道を東に下り毛野や茨城方面に、沿海部の駿河・伊豆の舎人は、海路で相武・房総方面に在地勢力と対立しながら進出していったと考えられる。

東山道はさておき、東海地方から東国の屯倉に向けて人や物資が移動していった。その根拠は二つあげられる。第一に、東海地方から関東・東北の沿海地域で、6世紀末から7世紀初以来、遠江国湖西窯で焼かれた須恵器が急速に伝播するが、この現象は東海地方からの東日本太平洋岸への横穴墓の普及に連動していたのではなかろうか。湖西産の須恵器がとりわけ横穴墓から出土する事実は、東海地方の舎人が、東国の任地で横穴墓に葬られる生前に、郷里の須恵器を持参して普段の飲食用に供していたためであろう。関東・東北地方から検出される湖西産須恵器の大半は、横穴墓を介して普及していったと考えられるのである。第二に、舎人層が東国へ進出するためには、堅牢で速力のある船が必要となる。東海地方は造船技術や実績において、

古代日本の最先進地域であったことが次の『日本書紀』の記事から明らかとなる。

①伊豆国は枯野と名付けた船を、官船として貢進した。(応神紀31年条)

②遠江国大井川に流出した大木を、倭直吾子寵を派遣して船に造り、紀伊半島を回送して難波津まで運び、御船とした。(仁徳紀62年条)

③新羅を討伐して百済を復興するために、駿河国に造船を命じた。(斉明紀6年条)

①は年代も古く信憑性に乏しい。②も説話性に富んでいるが、原木産地(大井川上流)や造船地(大井川河口付近)、さらに難波津までの回航ルートが具体的に判明するので興味深い。それに対して、③はおそらく当時の官司の実録から出た記事で、きわめて信頼度が高い。大化前後に高い評価を受けていた東海地方の造船技術の始源的な伝承が、①や②のような古い時代の記事に反映されたのであろう。③で求められている船舶は、大勢の兵士や食糧を積み込んで、外洋を航行する能力を有していたわけで、実録的なこの記事が、東国横穴墓の最盛期に一致していることは注目すべきである。外洋航行用に仕様された大型船舶は、そのまま関東地方や東北地方の太平洋沿岸航海にも転用できるのである。駿河の造船所で建造された船舶は、すべてが朝鮮半島への兵員・物資の輸送に充てられたのではなく、おそらくはその一部は、新設された東国の処々の屯倉へ舍人層や耕作民等の関係者を輸送したり、屯倉の穫稲を難波津まで回送していたと想定できるのではないか。東国の屯倉、ひいては横穴墓を考えるにあたり、人材・輸送手段の点で東海地方は大和王権にとって、重要な進出基地となっていたのであろう。

9. 横穴墓を中心とする屯倉の世界

横穴墓被葬者の具体相についてはすでに論じたように、市宿横穴墓群の事例からは、成年男女と小児たちが中心となり、ときに壮・老年世代が加わるという構成であり、現世においては小規模な単婚家族を最小単位としていたことが理解される。これを前提として、群中の支配—管理者としての舍人層をのぞいた、一般的な被葬者像を歴史的に規定する必要がある。かれらは田令—舍人層に支配されていた屯倉の耕作民であるので、田部の人々と考えられる。

田部は『日本書紀』の初出の記事から「諸国に令して、田部・屯倉を興つ」(景行57年条)とあるように、屯倉とセットで表れている。大和王権の直轄領である

屯倉と、その耕作民としての田部が景行朝から存在していたとは信じられないが、横穴墓制が出現する以前から機能していたことは明らかである。田部の最大の特徴は、大和王権が囲い込んだ土地に元々住んでいた農民が、そのまま田部に取り込まれたというわけではないことである。『書紀』安閑紀は屯倉関連記事を集的に記載しているが、三島県主飯粒が献上した竹村屯倉には、大河内直味張が河内県の部曲(味張の私有民)を田部として供出している(安閑元年7月条)。また小墾田屯倉には「国毎」(大和国)の田部を、桜井屯倉には「国毎」(河内国)の田部を、難波屯倉には「郡毎」(難波大郡)の「鑿丁」^{くわよほろ}が徴集された(安閑元年10月条)。鑿丁は田部と同義とみなしうる。この場合は屯倉が所在する国や郡のおそらく全域から田部が集められたのであろう。屯倉は未墾地を多く含む広大な土地が指定されるので、本来の居住人口は少なかったと思われる。設置にあたっては、池堤の造成や溝の開削等多くの開発工事が伴うので、田部はその労働力としても使役されたであろう。屯倉が墾田化されれば、従来にまして土地の生産力が向上し、多くの田部も養うことができる。ここで重要な点は、屯倉においては土地と耕作民との関係が生来的なものではなく、二次的なつながりにすぎないこと。さらに耕作民どうしは、各所から寄せ集められた集合体であって、そこには本源的な共同体は存在していないこと、である。

田部のこうした特徴を、横穴墓に引き寄せて考えればどうなるか。安房地域や三浦半島の分布地図を見ると、密集地域の周辺には農耕に適した肥沃な平野に恵まれていないことが直感できよう。すべての横穴墓群がこのような環境に立地しているわけではないが、肥沃な平野の周辺にはほとんど必ず在地的な大古墳や群集墳が集中していて、横穴墓群はその中枢地域に立地してはいないというのが現実であろう。このことは、平野が狭小で農耕に不適な地を選んで、横穴墓群が立地する傾向を表しているのだろう。この傾向の一解釈として、横穴墓集団としての田部の、墓域と耕地、さらには居住地までが、根生いの共同体のように、耕地たる平地を中心に、狭い範囲に一体的にまとまって存在するようなものではなく、屯倉という広域行政地域の中で、墓・農・住という生活の基本的要素が、行政的に見事に地区分けされていたためではなかろうか。

横穴墓群が農耕に不利な土地柄に立地しているのは、第一に屯倉内の肥沃な農耕適地を避けたためであ

り、さらに第二に斜面や崖部に開削されるのは、古墳のように無駄な敷地面積を占めずに、なるべくコンパクトに多人数の亡骸を収容するための工夫であって、結果としてあのような集合墓が成立したと考えられる。また横穴墓周辺にはそれに対応する集落跡がなかなか検出されない、という話は時々耳にする。そのことを実際に検証することは困難であるが、傾向としては理解できるのである。それがかれらの墓域と居住地が、同じ屯倉内でもかなり隔離していたと考えれば納得ができるだろう。屯倉の景観を考えるためには、東大寺領越前国足羽郡道守庄・同糞置庄等、正倉院に残された初期庄園絵図が参考になるだろう。屯倉内には複数の広大な未墾地があり、そのいずれかの一角に政所・倉庫等の屯倉の主要施設が置かれている。耕地の縁辺や周辺の台地上には、小規模な田部の集落が点在していたと思われる。そして彼らが死亡した際には、いくつかの集落を合わせた規模の墓域が耕地から離れた辺鄙な場所に集落位置とは無関係に設定され、葬られたのであろう。

横穴墓に葬られた田部の人々が、どこからやってきたのかはわからない。屯倉の地に元々居住していた住民が含まれていたのかもしれないし、屯倉周辺の村々から強制的に移住させられたのかもしれない。あるいは、舎人層とともに、東海地方から海を渡って到着した人々がまじっていたのかもしれない。この問題は今後の課題である。ちなみに東大寺領庄園では、庄民は近在の在来村から、農繁期に耕地の傍らに仮庵を建てて一時的に移住していたと思われる。この場合は大寺院が国家の肩代わりとなって大規模墾田開発に権力を行使していたもので、大化前代の国家であれば、遠隔地もいとわずに、人民を強制的に移住させたであろう。このように、横穴墓集団—田部は大和王権によって、その生活の基本的要素が恣意的に左右されており、その弱さがかれらの間に本源的な共同体が存在せず、個人あるいは小集団が、直接古代国家と向き合わなければならない状況から生じてきたものである。

10. 屯倉制の変質

屯倉の統治制度は、6世紀後半に画期を迎える。田部の名籍が整備され、田戸が成立したのである。従来からも田部の籍は作成されていたが、籍から漏れて課役を逃れる者が跡を絶たなかった。そこで568年に、王辰爾の甥にあたる膽津が田令として吉備白猪屯倉に派遣されて、従来の名籍を改めて「田戸」を創設した

(欽明紀30年条)。「書紀」の記事は簡単で、これ以上の詳細は伝わらないが、あえて推測すれば、当初は造成工事や耕作に従事する成年男丁のみを登録した名籍であったろう。しかし、その基礎となる実態調査が杜撰で、課役忌避が頻発したので、丁寧な実態調査をしたところ、田部に小家族的構成が普遍的に認められたので、それを「戸」として認識して、その中に性別・年齢別の区別を含む課税単位の目安としたのであろう。この時点で、課丁のみを対象とした田部の名籍は、課丁の家族を含んだ「戸籍」に進化したのである。その結果、屯倉内に居住するほぼ全住民が戸籍に登録されたと考えられる。いずれにせよ、令制の里—戸制の源流となる戸制が田部支配に採用されたことは、統治技術上の革新的な出来事であった。そして横穴墓を伴いつつ、本格的に東国へ進出してきたのは、このような変質を経た後の屯倉であった。

さきに田部は生活の基本的要素が行政的に拘束されていたと述べたが、屯倉制の変質後に横穴墓被葬者として強制移住させられた田部は、さらに過酷な行政支配を甘受していたと思われる。すなわち、田部戸籍の田戸単位に基づいて、生活の基本的要素が戸籍に合わせて律せられるにいたる。こういうことである。住居は一戸を基準に設けられ(考古学的にいわれる単位集団として)、家屋群としての集落も課税徴収の便宜上、おそらく十戸単位のきりのよい戸数でまとめられたであろう。それは在来の自然集落とはまったく異なり、屯倉が提供した限られた敷地の中で規則的に配置され、臨時に難民を収容するキャンプに近い様相を呈していたであろう。その集落がさらにいくつかにまとめられて、後の里制に近い行政組織が存在していたかもしれない。だから横穴墓の収容メンバーも戸を単位として計画され、横穴墓群は行政的村落の構成員のための奥津城として、屯倉の政務機関が企画して、専属の造墓職工—石工(高壇式横穴墓の優れた技術を体現した、おそらく畿内出身の)に造らせた集合墓制であったと考えられるのである。こうした状況は直木孝次郎氏のいう「計画村落」に似通っているかもしれないが¹⁶⁾、問題は村落にとどまらず、屯倉制においては耕地や墓制にまで及んでいたわけであり、その根底には国家権力と本源的な共同体から脱落した諸個人との古代的な関係が横たわっていたのである。

屯倉制の変質は、田戸制の整備をはずみとしてさらに進展する。それは在地国造に対する行政優越権の発生である。推古15年(606)に国毎に屯倉が設置され

るが（推古紀）、この措置は以前指摘したように、崇峻2年（588）から推古15年（606）に及ぶ、東国を主たる対象とした一連の国造の弱体化政策の一環で、屯倉領内に軍事力を導入して、屯倉すなわち大和王権の優位を在地国造に知らしめ、国造領の解体に道を開いた政策であったと考えられるのである¹⁷⁾。屯倉が軍備を整え国造に対峙する—そのために武装し、兵士化した田部が新たに屯倉に送り込まれたであろう。在地の国造が半独立的な豪族から大和王権の従順な地方官僚に変化するはこの時点である。屯倉領も国造領内で増殖・拡張していったと思われる。横穴墓から検出される鉄鏃を主体とする武具は、兵士化した田部が身につけていたものであり、7世紀に入って横穴墓分布域が急速に拡大するのは、屯倉領の拡大に対応する現象であろう。屯倉が拡大するのは国造を圧迫するためであるが、増員された田部の生活資を当地でまかなう必要もあったに違いない。

変質後の屯倉の主たる業務は国造領の解体にあったが、大化元年（645）の東国国司派遣までには実質的な業務はほぼ完了していたと思われる。国造が廃された後には評が置かれて、旧来の国造は新たな評督へと転身していった。屯倉の本来の業務はここまでであり、中大兄が所有する181か所の屯倉を返上したのも、この流れに沿った措置であった（大化2年（646））。しかし律令制下の国は、この段階ではまだ改新政府の組上にのぼらず、評と里の建置が先行して急がれていたと思われる。『常陸国風土記』の高向大夫にみるように、新制国の整備が不十分な段階で立評特命国司が派遣されて、現地へ赴いて立評申請人の意見を聞いている。この時点で現地の特命国司が駐留して、政庁として使用できる場所は、屯倉をおいて他にないであろう。したがって、東国国司派遣以来の立評期間中は、旧屯倉を整備して立評特命国司が駐留した臨時国府が全国的に機能していたと考えられる。旧国造領に1か所屯倉が置かれたとすれば、令制国は複数郡を包含しているので、すべての屯倉が残される必要はなく、多くの屯倉は国造が廃された時点で閉鎖されたであろう。評の整備が完了し、令制国がほぼ出そろったのは、天智9年（670）に施行された庚午年籍だから、その頃から国司が常駐して律令的な業務を取り扱う、恒常的な行政府としての国府が現れたと考えられ、それが壬申の乱の混乱期を経て、全国的に普及をみるのは7世紀後葉～末にかかる天武朝ということになるだろう。

以上のように地方行政史の流れを理解すれば、房総横穴墓の消長も、それに対応した動きを見せているのである。この流れの中での最大の画期は、7世紀中葉における屯倉の大幅な減少であり、横穴墓では当然のこととして、新墓の新たな開削が激減して追葬主体期に移行する。ただ例外はE-4・E-6タイプの横穴墓で、両タイプは一宮川流域で7世紀後葉にも新規開削が続けられているのである。これには他地域とは異なる政治的な特殊事情があるはずで、東国ではまれな屋形天井を持つ横穴墓の進出も、その特殊事情からんでくるだろう。東上総に残存する二か所の「国府」は、おそらく立評特命国司が赴任した臨時国府であろう。この暫定的な行政機関が、E-4・E-6タイプの横穴墓の開削期と重複しており、そこに臨時国府と横穴墓のなんらかの関係が想定できそうであるが、残念ながらその詳細は不明である。

ここでは今までの議論を前提にして、今後の研究の指針として、以下に展望的な試案を示しておこう。東上総の横穴墓の盛期が遅れる理由としては、内部的と外部的要因が考えられる。内部要因としては、屯倉の実体が解消されないで、臨時国府の運営に必要な政治的・軍事的・経済的な諸用務を賄うための国府領として、屯倉当時の人員や設備を温存しながら7世紀後葉まで存続していたのではなかろうか。横穴墓の盛行をみてわかるように、屯倉時代よりも隆盛を迎えているのである。臨時国府とみなした国府関・国府里は、一宮川北部支流域にあって、E-4・E-6の分布域の中心に位置していることは注意すべきである。これらの横穴墓は屯倉から臨時国府への切り替えに際して、管轄領域が一郡程度から房総全域に拡大されたことをうけて、むしろ増強されているのである。この臨時国府は天智朝末から天武朝初頃の頃、建評という本来の業務を終えて、過渡的な「総国」が二分されて律令制下の上総・下総両国府へ引き継がれていくと考えられる。また外部要因としては、朝鮮半島の動向が深く関わっているのではないか。660年に百済が、668年に高句麗が滅亡した際には、大和王権は上級貴族を中心として、亡命難民を大量に受け入れ、全国各所に配置した。その一派は房総にも及んでいる。霊亀2年（716）の武蔵高麗郡建置の際には、上・下総からも高句麗人が移配されており（『続日本紀』）、それ以前に亡命難民が房総に定着していたことは明らかである。房総における亡命難民の移住先としては、屯倉—臨時国府領が最適であろう。かれらの身分は公民ではなく、国家

が直接保護する難民であり、地方の政治センターに委託しておけば管理がしやすい。さらにかれらは先進的な農業技術を携えており、その能力を旧屯倉の墾田開発に振り向けて国庫の増益を意図したことも十分考えられるのである。また横穴墓の追葬行為が8世紀前葉までにほぼ終了することも、律令的な地方行政が波及する度合いと歩調を合わせている。横穴墓の被葬者の身分は屯倉に結びついた田部であり、屯倉の大幅な減少期に田部から一般公民として解放されて、出身地へ帰るなり、屯倉周辺の村落に土着したと考えられるのである。東上総においても、臨時国府が解体された遅くとも7世紀末には、拘束されていた旧田部はすべて解放されて、横穴墓の新たな開削は行われなくなった。屯倉にしても臨時国府にしても、その終盤に際してかつての田部は公民となり、身分解放されて横穴墓と縁が切れたのだが、横穴墓には両親や兄弟などの肉親が葬られている場合、自らの死後も自発的にその横穴墓に納置されることを希望したとしてもいささかも不思議ではなかろう。こうして8世紀前葉までは、細々と横穴墓への追葬が続けられたと思われる。

以上の推測は、屯倉→後期屯倉→臨時（初期）国府→律令国府と推移した地方統治機構の変遷の道筋をも明かしたもので、横穴墓に関わるのは後期屯倉と臨時（初期）国府の段階である。

むすび

房総の横穴墓への関心は、東国古代史の一環として交通網の研究をはじめた頃から、古墳と対比するイメージを抱いていた。はじめは古墳と同様にロードが復元できると見込んでいたが、一部の例外をのぞいてはどれもそうではなく、密集分布する面としてとらえた方が正しいと考えるようになった。たまたま昨年（平成22年）、市原市の西国吉横穴墓群を調査・報告する機会に恵まれた。その仕事をとおして房総横穴墓の研究成果を勉強したのだが、対象自体が複雑なためらしく、編年やタイポロジーがすんなりと頭に入らなかった。横穴墓の理解抜きには房総古代史がわからないので、自分で資料をそろえて考察した次第である。

内容はほとんど横穴墓と、その歴史的背景の考察に終始してしまっただが、当初はもう少し幅広く、もう少し遠くまで行けるかと予想していたのだが、ここまでが限界である。小論での横穴墓の考察をとおして、在地における屯倉の具体相が少しでも明らかになれば幸いである。今回の研究成果で、房総横穴墓の上限が、

6世紀後葉の早い時期まで遡る見通しが得られたので、物部氏の坂東遠征や武社国造の成立とも無関係ではなくなってしまう。今後はその辺りが房総古代史の大きな課題になるであろう。

注

1) 横穴墓資料引用・参考文献

木更津市

1. 関口達彦 1990『木更津市大久保石澄横穴墓群』（財）千葉県文化財センター
2. 西原崇浩ほか 1996『中尾遺跡群 I（石神横穴墓群・石神古墳群・石神遺跡）』（財）君津郡市文化財センター

富津市

3. 岡田茂弘ほか 1973『大満横穴群調査報告』岩坂大満横穴群調査団
4. 野中徹ほか 1977『西山横穴群調査報告書』西山横穴群発掘調査団
5. 野中徹ほか 1978『神宿横穴群発掘調査報告書』神宿横穴群発掘調査団
6. 戸倉茂行ほか 1985『岩井作横穴墓群』（財）君津郡市文化財センター

君津市

7. 小高幸男 1996『市宿横穴墓群発掘調査報告書』（財）君津郡市文化財センター
8. 小高春雄 2007『東関東自動車道（木更津・富津線）埋蔵文化財調査報告書10（君津市山高原二町横穴群・宝泉横穴群・大山野横畑横穴・姥田遺跡）』（財）千葉県教育振興財団

市原市

9. 千葉県 1929「高滝村外部田横穴」『史蹟名勝天然記念物調査』第六輯
10. 千葉県 1929「鶴舞町大和田横穴」『史蹟名勝天然記念物調査』第六輯
11. 千葉県 1929「鶴舞町池和田横穴」『史蹟名勝天然記念物調査』第六輯
12. 小山剛 1953「馬立遺跡発掘調査略報」『若木考古』第18・19号
13. 二宮栄学 1970「米沢横穴群調査概報」『市原地方史研究』第七号
14. 杉山晋作ほか 1972『西国吉横穴群』西国吉横穴群発掘調査団
15. 野中徹ほか 1977『岩横穴群発掘調査報告書』岩横穴群発掘調査団
16. 高橋康男 1988「大和田遺跡」(財)市原市文化財センター
17. 雨宮龍太郎 2010『市原市西国吉横穴群』(財)千葉県教育振興財団

茂原市

18. 及川淳一 1982『山崎横穴群』(財)千葉県文化財センター
19. 津田芳男 1988『山崎横穴群』(財)茂原市文化財センター
20. 松本昌久 1991『柴名坂横穴墓』(財)長生郡市文化財センター
21. 松本昌久 1993『堀口横穴墓』(財)長生郡市文化財センター
22. 松本昌久 1993『猿袋横穴墓群』(財)長生郡市文化財センター

23. 加藤修司 1995『押日遺跡群』(財)長生郡市文化財センター

長柄町

24. 津田芳男ほか 1991『千代丸・力丸横穴墓群』(財)長生郡市文化財センター

25. 麻生正信 1993『長柄町横穴群増富支群発掘調査報告書』(財)千葉県文化財センター

長南町

26. 小久貫隆史ほか 1992『小谷横穴墓』(財)長生郡市文化財センター

27. 風間俊人ほか 1998『米満横穴墓群』(財)総南文化財センター

28. 風間俊人 1998『久原B横穴墓』(財)総南文化財センター

睦沢町

29. 星龍象ほか 1982『東谷横穴群一号横穴墓発掘調査報告書』睦沢村教育委員会

30. 鈴木庄一 1990『長楽寺横穴墓群D地区発掘調査報告書』睦沢町教育委員会

31. 松本昌久 1996『石川横穴墓群B支群発掘調査報告書』(財)長生郡市文化財センター

岬町

32. 橋口定志ほか 1983『東前横穴古墳群』夷隅郡教育委員会

2) 後藤健一 1989『湖西古窯跡群の須恵器と窯構造』『静岡県の窯業遺跡』(静岡県教育委員会)

三河考古合同研究会 1999『古墳時代の猿投窯と湖西窯』
梢崎彰一編 1979『世界陶磁全集2 (日本古代)』

3) 蜂屋孝之ほか 2009『千原台ニュータウンXXI—市原市川焼台遺跡(上層)—』((財)千葉県教育振興財団)

田中清美 1989『千草山・東千草山遺跡』((財)市原市文化財センター)

清藤一順ほか 1980『我孫子市日秀西遺跡発掘調査報告書』(千葉県教育委員会)

上村淳一ほか 1979『千葉東南部ニュータウン6—椎名崎遺跡』

4) 茨城県考古学会シンポジウム 1991『関東横穴墓遺跡検討会資料』

5) 白石太郎 1973『岩屋山式の横穴式石室について』森浩一編『論集終末期古墳』

6) (財)千葉県文化財センター 2003『千葉県所在洞穴遺跡・横穴墓詳細分布調査報告書』

7) 大脇保彦 1978『上総国』藤岡謙二郎編『日本古代の交通路』I

8) 雨宮龍太郎 2010『古代東国の交通網—大和王権の道—』『研究連絡誌』第71号((財)千葉県教育振興財団)

9) 伊豆長岡町教育委員会 1981『大北横穴群』

10) 文化庁 2009『発掘された日本列島2009新発見考古速報』

11) 井上光貞 1972『大和国家の軍事的基礎』『日本古代史の諸問題』

12) 原秀三郎 2002『静岡県伊豆長岡町大北横穴群出土石櫃の若舎人銘について』『地域と王権の古代史学』

13) 平野邦雄 1969『「部」の本質とその諸類型』『大化前代社会組織の研究』

14) 11)と同じ。

15) 仁藤敦史 2005『トネリと采女』『人と物の移動』(列島の古代史 4)

16) 直木孝次郎 1968『古代国家と村落—計画村落の視角から—』
『奈良時代史の諸問題』

17) 8)と同じ。